

810.12

Y19

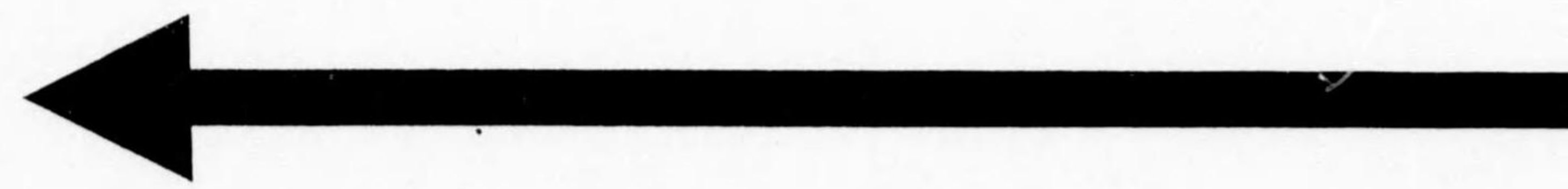
810.12-Y19-27



1200500753175



始



32 11.11

810.12
Y19
2



山田孝雄著

國語學史

寶文館藏版



963
23

序

本書の第一稿は大正十年に成れるものなり。爾來時々多少の補訂を加へたるが、其の要をとりて日本大學、東北帝國大學に於いて之を講じたることありき。七八年前に岩波書店の求めにより出版したる國語學史要は本書に説く所の大要をとり一の小冊子としたるものなり。この故に本書と國語學史要とは精粗の差あるに止まるものなれば、國語學史要の序にいふ所は即ち本書の序にもいふべき所なり。こゝに讀者の爲に再びそれを説かむと欲す。

國語學史といふ以上、その學者、その著書、その學説が研究の對象となり、又その研究の根本資料たることはいふまでもなし。されど、それらの學者の傳記著書學説の臚列は史とはいふべからず。又余は文化は發展すべきものにして、歴史はその文化發展の跡を説くものなりとする通説には直ちに服し難きものありと思へり。文化といふものは自然現象にあらず。文化は人間の努力に基づくものなるが故に、努力の正當な

序
二
る時には文化は發展すべきならむが、その努力の不當なるとき、若くは努力を怠れば文化は衰へ、或は亡ぶるなり。それ故に歴史は發展の迹をのみたどるべきなりといふべからざるなり。

國語は國民全般のものなるに關せず、國語の學問が一般國民と殆ど交渉無しといふ有様なるは慨はしきことなり。余は又自國といふ意識を忘れがちなる人々が國語に對して極端なる破壊を胸中に藏してあるにあらざるかといふことを事ある毎に思はしめられ戦慄を禁じ得ざるものなり。然れども、かゝる事になれるは國語學といふものに就きての正當なる認識を缺ける爲にして、その責任の半は國語學者の上に存するものならむ。我が國語學は外國より移植せられたる學問にあらずして國民の精神の活動の結果生じてかくの如くになり來れるものなることを余は確信す。かくの如き事實を國民一般に報告すること即ち本書の使命の一端なりといふも不可なきなり。されば上述の事が若し本書によりて多少なりとも世人に知られ、國語學に對する一般人の興味と關心とを聊かにても惹き起し得ば著者の本懐とする所なり。

本書には現代の國語學に就きて説を加ふることなし。國語學史はもとより現代に就いての批判をも嚴正に加へざるべからざる時代の來るべきなれど、今はその時期にあらざるが故に省略したり。然れども古よりの國語學の由來を明かにする時は讀者は現代に對して冥々の間に嚴正なる批判を下し得るに至るべし。大體よりいへば、今代の國語學といふものは明治の中頃に西洋の言語の學問の輸入せられてより、それらの説く所の理法に國語をあて、説かむとすることが主眼になりてありたりと思ふ。これはその根本に重大なる過失存す。それは國語を主とするにあらずして、西洋の言語の學理を主としてそれに國語をあてむとするにあれば、主客既に顛倒せり。しかも、それに就きてなほ二の難點あり。一は我が國語は西洋の言語と性質も歴史も異なるによりて西洋の言語の理法をそのまま、國語に充てて見て正鵠に中らぬ點あり、又西洋の言語に全く見えぬ現象が國語の上に存することもあるが故に、國語の學問としては空處缺陥の少からぬものなり。西洋輸入の言語學といふものは言語一般の理法を説くを目的とせるが故に、文明の言語も野蠻の言語も一樣に取扱ふべきものなるのみならず、一

國の語などに拘泥するものにあらず。この一般の理法が國語學者をして反省せしめたる功無しとはいひうべからぬことなれど、それに心酔したるあまり、國語の國といふ意識殆ど亡はれ、たゞ言語といふ意識のみ跋扈したりしなり。それが爲に國語の學問といふものの多くは實際上、國家を捨象したる學問の姿になりてありしなり。これ即ち他の一の難點なり。加之、當初西洋の言語學を輸入せむことを企てたる目的は國語を改革せむが爲の準備として、その理論を輸入せむとすにありたることは歴史の儼然として示す所なり。この故に、その改革の爲の新興の國語學といふものは半面に於いて國語改革論の宣傳なるか如きの様相を呈したりしものなり。今日に於いてはかゝる事の正しからぬ由は心ある國語學者皆自覺してはあれど、なほ舊套依然たるもの多し無きにあらざるを見る。以上述ぶる事情に基づき今の國語學界は悉皆とはいふにあらず無統制主義、便利主義、機械觀などの跋扈する姿を呈し、國語の基が國民精神にあること、又國語そのものが國民精神の貴重なる寶庫なりといふ重大なる點は殆ど顧みられずして破壊的の言論が或る方面に勢力を逞しくしてあるなり。思ふに鶴峯成

申が無謀なる企てを日本文法の上に加へてより穩健なる折衷文典を得るまでに六十年を費したり。しかもその餘弊百年後の今日にまで及びて容易に消えざるなり。西洋の言語學が輸入せられてより既に四十年を過ぎたり。然るに、今なほかゝる有様なることは誠に心細き事といふべし。我が國民が西洋の言語の理法の無理なる桎梏より脱して眞正の國語學を得むにはなほ幾年を要するならむか。然れどもこれはたゞ年數の問題にはあらず。要する所我々國民が國語に對して正當なる認識を得る様に正當に努力するか否かによりて決せらるべき問題なり。ここに余は國語の眞髓を體得して、我が國語を塗炭の苦より救済する昭和の馬場辰猪の出現を望みて止まざるなり。

昭和十七年十月二十四日

山田孝雄識

國語學史 目次

第一章	國語學の意義……………	一
第二章	國語學史の意義及び態度……………	五
第三章	上代の文獻に見ゆる當代の國語意識……………	三
第四章	漢和對譯の字書の發生……………	七
第五章	歌學の興起と國語字書の出現……………	二九
第六章	音通説の出現と五音圖の成立……………	一七
第七章	約音、略語、休め字、助詞等の説……………	二七
第八章	假名遣の起源及び定家假名遣……………	二九
第九章	手爾波大概抄及び切字の説……………	三八
第十章	語の類別并に用言の活用の認識……………	三九

第十一章 姉小路式及びその系統のてにをは研究……………四三

第十二章 契沖及びその後の假名遣の研究……………四九

第十三章 益軒、白石、真淵等の語源研究及び倭訓栞……………五九

第十四章 富士谷成章の研究……………五五

第十五章 本居宣長及びその後の係結研究……………六三

第十六章 鈴木朗と本居春庭……………六四

第十七章 義門より富樫廣蔭、權田直助に至る……………六三

第十八章 鶴峯戊申より大槻文彦に至る……………七九

第十九章 口語法の研究及び馬場辰猪……………七四

國語學史

山田孝雄著

第一章 國語學の意義

ここに國語學史を講せむとするに先だちて、考ふべきことあり。國語學史はいふまでもなく國語學の歴史なれば、その講述に入るに先だちて、一往國語學とは如何なるものかを明かにしおかざるべからざるなり。

國語學はその語の示す如く、國語の學問なること明かなり。國語を研究するものこれ國語學なりといふべし。然れども、仔細に考ふれば、その對象たる國語とは何か、又その國語を如何様に研究するかといふことの問題存す。この二の問題明確ならざれば、國語學といふものの本質は未だ明かになれりとはいふべからず。

國語とは何か。文字のままにいはば、國のことばといふことなるが、これには一定の意義ありて、或る國民が自國の語をさしていふ名稱なれば、日本人たるわれらの國語と稱するものは日本國の語といふ義なること明かなり。然るに、今の日本國を見るに、この國民として國籍を有する人々の用ゐる語は、我等の日常用ゐる語の外に、さまざまの言語あるを見る。先づ北方には古の蝦夷の未なるアイヌ人の用ゐるアイヌ語あり。又樺太に住むオロツコ人、ギリヤーク人の用ゐるオロツコ語、ギリヤーク語あり。南方には又臺灣人の用ゐる支那語系統の語あり、生蕃の用ゐる馬來系統の蕃語あり。又朝鮮には半島人の用ゐる朝鮮語あり。沖繩人の用ゐる琉球語の如きも亦純粹の國語といふことは能はざるなり。然るに、これらの語を用ゐる人々も亦日本國民なれば文字通りにいふ時はこれも日本國語といふべきに似たり。然れども、われらが國語と稱するものは、これらをさすにあらざることは明かなり。然らば、日本國民の用ゐる語即ち國語なりと簡單にこれを解釋し去るを得ざるは今更いふをまたす。

われらの國語と認むるものは、日本國民の中堅たる大和民族の思想發表の要具

として、又思想交通の要具として、現に使用しつゝあり、又使用し來れる言語をさす。更に言を明かにしていへば、日本國家の標準語を以て國語の本體とすといふことなり。ここに用ゐたる標準語といふ語は從來用ゐる所と異なり。從來は國語の中樞たるべきものを方言に對していへるが如くなれど、これは十分に標準語といふ名目に相當せざることなり。元來これは Standard language の譯語にして、その Standard language とは國內にいくつかの異種の語が行はるる時に、その中について國家統治上、又學術上標準とすべき中堅たる語をさす名稱なれば、今いふ如き意味に用ゐるべきものにして、これを方言に對する中央語にあてたるは不當なり。されば、國語學に於いて論ずる對象も亦この意味にての日本國の標準語たることは明かなり。

次にこの國語の意義につきてなほ一の顧みるべき點あり。凡そ言語はいづれも歴史的、社會的のものにして、歴史を離れてはその正常なる理解を爲し得ること難く、社會を離れてはその客觀性を失ふといふべき程の性質を有せり。この故に、從來の言語の研究は、主として過去の言語を對象として起れることはわが國語學

史に照しても、亦西洋の言語學の歴史に照しても考へらるる所なるが、後には、これが反動として、現在の日常使用する語のみを以て研究對象とすべしといふ論起り、それが爲に古代の言語の如きは死語なりなどいひて、これを無視せむとするが如き傾向生ぜり。されど、この二者は共に極端に走れるものにして、國語學としては、いづれにも偏すべきものにあらざるなり。もとより國語といふ以上現に用ゐる語を主體とすべきは勿論なるが、現在の語は、今にはかに生じたるものにあらずして、歴史の成果ともいふべきものなれば、その歴史をたどらずしては正しく理解するをうべきものにあらざるのみならず、たとひ、現在用ゐられぬものなりとも、わが國語たること又は國語たりしことに相違なきものなれば、これを任意に取捨するが如きは學問として最も忌むべき態度なり。即ちその語が現今用ゐらるるものは勿論、その他のものといふとも苟も國語といふ觀念に該當するものは一切、國語學の研究對象たるべきものとす。

次に、現今用ゐる國語といふ事につきても往々誤解あり。即ち、口語が生きたる國語にして、文字にて書きたる物などは重きをおくに足らずとするが如き意見な

り。これは文化といふ重大事實を忘れてこれを無視し、野蠻人の言語を標準としたる謬見にして、文化を有する國民の間には害有りて益無く、一日も存立せしむべからざる僻説なり。凡そ文化を有する國民にありては言語は口と耳との間に授受せらるるに止まるものにあらずして、文字により文章として盛んに用ゐられ、これにより各般の文化的事實が斷えざる進展をなすこととなるなり。特に文語は我が國に在りては公式の語として之を尊重せざるべからざる事は事實上明白なり。今若し、文明社會より一切の文字文章を奪ひ去らば、忽ちにしてその文化は消失して野蠻の境に陥るべし。この故に文字文章を無視するは文化を誼ふものなりといふべし。されば、口語も文語もいづれも生きたる國語にして、共に國語學の對象としてその價值に甲乙なきものなりと知るべきなり。

次に問題となるものは、その國語と目すべきものにも中央語と名づくべきあり、又地方々にそれぞれの方言あり、又社會の相違、職業の差異等によりて、それら之間に特殊の通用語あることなり。これらのものは如何といふに、これらも亦國語の範圍に存する事實なれば、研究の對象とすべきことといふをまたす。

かくて國語たるものは、その語を用ゐる各個人の言語たることは勿論なれど、言語は社會的のものにして、個人任意の産物にあらずして、社會共通の意識を基礎として存立するものなれば、その方面より見れば著しく客觀性を有するものなるが、この客觀性は亦著しく歴史的性質を有し、殆どすべての語はいづれも歴史的制約の下に成立せりといひても不可なきものなり。而してその歴史的制約、社會的特質はその民族又は國民の差によりて各特色を有するに到るべきものなれば、わが國語はわれら日本人たる各個人の言語たると共に日本民族の言語たり、又同時に日本國民の言語たりといふべきものなり。

以上の如く國語學の研究對象は日本帝國の標準語たる國語にして、口語、文語を通じ、古語、今語を通じ、中央語、地方語を通じ、一切の事實を包括して研究すべきものたるなり。即ちこれら國語の諸の事實を包括的に研究するものこれ國語學なりといふべきが、しかもそれが學問たる以上、これは單なる知識の集積に止まるべきものにあらずして、その知識が統制せられて體系を有するものたらざるべからざることといふまでもなし。

次に考ふべきはこの學問の目的と性質と範圍と研究の態度如何といふことなり。凡そ學問の目的はこれを大別して二様とするをうべし。一はその對象の研究、その事をば目的とするものにして、一は他の方便として研究するものなり。國語を研究する上に於いてもこの二様の目的は考へうべし。他の方便として國語を研究するものにつきて見れば、その方便によりて種々に分つことをうべし。それがうちにも又大別すれば全く實用の爲にするものと、他の學問の爲に準備として研究するものとに分つべし。全く實用の爲にすとは、例へば、商業等の上に利用せむが爲にする如きをいふ。商業學校にて英語を學ぶが如きはこの類なり。他の學問の爲にすとは、たとへば、或る國の歴史を研究せむ方便としてその國の語を學ぶが如きこれなり。かくの如きはその國語を學ぶといふことには相違なけれども、嚴密の意味にての國語學を研究せりとはいふべからず。

嚴密の意味にての國語學は國語の研究その事を直接の目的とするものならざるべからずして、それによりて惹き起さるべき副次的效果の如きは自然に伴生する現象たるに止まり、その研究の目的とする所にはあらざるなり。たとへば、こ

に或る國語學者ありて國語の上に或る特別の理法の存し、その理法によりて起さるる或る現象を合理的に指示説明したりとせよ。その範圍に於いての研究の目的はこれにて達せられたりといふべし。然るに、その研究の結果、從來世に行はれたる文藝上の作品の説明の不合理なるを世人が認め、よりて以て之を改めたりとせよ。これらは國語學の研究の結果に基づきて惹き起されたる事柄なりといふとも、その研究の目的はこゝには存せざりし筈なり。又一方に於いて、上述の他の方便として國語を學ぶものも、その研究に際し、熱中の結果その方便としての關係を離れ、國語に存する現象又は理法を直接の對象として研究する場合には、その成果はもとより國語學として貢獻せりといふを妨げず。要は國語そのものの研究を直接の目的とするものを以て真正の國語學とし、他の方便として研究するものと區別すべきなりとす。

次には國語の研究を直接の目的とすといふ事につきても注意せずば往々誤解を生ずることあり。それは同じく國語を直接の目的とする學問にして、しかも國語學と目すべからざるものあることなり。それは何ぞといふに、その語に習熟するを

目的として國語を學ぶものなり。こゝは國語をその學習の直接の對象とするものなれど、目的とする所は實地の習練にありて學術上の研究にあらず。この場合の區別を明かにするが爲には國語學の性質を顧みるを要す。

凡そ學問にはそれが學問と名づくべきものにありては、その性質によりて哲學と科學との區別を爲すが、そのうちについて國語學は科學たるべきことは明かなり。次にその科學のうちにも又、規範科學、説明科學の區別をたてうべきが、國語學は規範科學にあらずして、説明科學の一たることはいふをまたず。説明科學にありては、いふまでもなく、ある事實の存在を肯定し、それらの現象を記述し、それらの現象の底に流るる理法を探究するを目的とするものなり。されば、國語學も亦一種の説明科學として、國語に存するあらゆる事實、あらゆる現象を觀察し、それらの事實、現象を記述して、それらの事實、現象の底に流るる理法を探究するを目的とするものといふをうべし。この故に學習の結果、その國語を實地に操縦すること如何に熟達すとも、それはその國語學を研究せりとはいふべからざるなり。さて又科學はその對象の性質によりて、自然科學、歴史科學の別をなすことあり。

この見地に立てば、言語には聲音の如く自然科学に屬する方面あり。又文法又は語の意義の研究の如く歴史科學に屬する方面あり。更に又その文字文章の方面を見れば純然たる文化史上の對象とすべきものにして、歴史科學に屬すといふを得べし。かくの如くなれば、國語學の對象も亦ある部分は自然科学の領域に觸れ、他の多くの部分は歴史科學の領域に屬すといふべし。ここに於いて國語學の範圍を顧るべき必要あり。

國語學の對象は、これを大別すれば、聲音、言語、文字、文章の四つに別つをうべし。然るに一の國語は必ずしも單一なるものにあらずして、事實上多くの方言を含むものなれば、ここに亦中央語と方言との對比を生ず。而して、一の國語は古往今來固定せるものにあらずして、多くは緩慢ながら變遷を起すものなれば、その國語の歴史も亦研究の對象とすべく、その歴史を知らざれば、現在の國語のその意義用法等の知りうべからざる場合少からず。この故に、その國語の發達進化の狀態及びその發達進化の間に存する理法をも研究すべきなり。而してそれより更に遡れば、その國語の由りて來れる所如何といふ問題生ず。ここに於いて國語の語族又

は系統の研究を要することとなる。更にこれを他の國語と比較する場合には國語の特質如何といふ問題を生ずべく、又他の國語との交渉を考ふる時は、その交渉によりて外國語の感化を受けしことなきか、感化ありとせば如何なる事實の存し、如何なる現象を早せるかなどの問題あり。又外國語を國語の中に收容せしこと無きか、若し收容せりとせば、如何なる語が收容せられ、如何なる狀態に收容せられたるかといふ如き問題あり。ここに於いてこれらも亦重要な研究題目たるべし。更に又個々の語につきて見れば、それぞれの起源變遷を有する筈なれば、それらも亦研究の對象とせらるべし。かくの如くなれば、國語學の研究對象の範圍は多岐にわたるものにして一言にしてこれを盡すを得べきものにあらざるなり。今ここにそれら研究せらるべき諸點を概括すれば、

横斷的にいへば、

イ、國語の形象及び内容について

音韻の研究

語(個々及び組合せ)の研究

- 語法の研究
- 文字及び記載法の研究
- 文體の研究
- ロ、國語の分野について
 - 地域上の分野
 - 中央語の研究
 - 方言の種類、分布等の研究
 - 社會生活上の分野
 - 固有語と外來語との關係
- 縦斷的にいへば、
 - イ、文獻以後の變遷
 - 聲音の變遷の研究
 - 個々の語及び語の組合の變遷の研究
 - 語法の變遷の研究

文字の起源變遷の研究
記載法の變遷の研究
文體の變遷の研究
中央語と方言との消長
固有語と外來語との消長
ロ、國語の系統及び起源
縦横を通じての全的研究
國語の特質乃至本質

かくの如く多端にわたりて研究事項の存するものなるが、要するに、現状と歴史とを明かにし、その由來と法則とを知り、進んで、國語の本質を知らむとするにありと考へらるるものなり。

以上は研究の範圍を示したるものなるが、その研究の態度につきてはもとより一般に、純然たる科學研究の態度をとりて漫然たる臆斷を避くべきこといふをまたざるが、單に現状の正當なる認識を得るに満足せずして、

縦には 歴史的研究の方法をとり、
横には 比較研究の方法をとるべく、(これには内には方言、中央語の比較、外には同族語との比較、又他の國語との比較等あり)
かくて縦横内外の研究相俟ちて、渾然たるものあるべきなり。而して、實地の研究にありては關係ある他の種々の學問の補助を要すること少からず。これらも亦その研究の態度に深き關係を有するものなり。國語を研究するにはまづ言語、文字、文章等の一般的理論に通ずる必要あるが故に、

音聲學

言語學

文字學

修辭學

等の基礎的知識を有せざるべからず。次には、言語は人の精神現象に基づくものなるが、その根柢を確むる爲に、

心理學

論理學

の一般に通せざるべからず。而して言語は社會的、歴史的のものなるが故に、

社會學

史學

の概要を知らざるべからず。更に又言語は人類特有のものなれば人類そのものを正しく理解する

人類學

の大意をも知る要あり。以上あげたる所は最も多く關係を有する科學なるが、更に國語學の研究に際して、國語の實際よりして、

國史

考古學

はいふに及ばず、實際に國語に影響少からざるものとして、

漢語、漢文

佛敎

の知識を要し、更に過去の國語學に刺戟を與へたるものとして、

悉曇學

韻鏡

等の知識も一わたりは必要なるものと考へらる。

國語學とはまさに上にいへる如きものなるべきが、その實地の研究に於いてはそれら補助の學科より影響を被ること少からざるものにしてその補助學を如何に使用せるかによりて、その研究の結果が特色を有するに至ることもあるべきものなれば、過去の國語學を觀察する場合には何を補助學として使用せしかの點より見て、その事實を了會しうべきこと少からざるなり。

國語學といふものは大體上述の如きものなるが、こゝになほ一事論及しおくべき點あり。吾人のいふ國語學は日本帝國の標準語を研究するものなるが故に、この國語をば如何なる人が研究したる場合にも之を國語學といひうるかといふ問題あり。而して、又事實上、西洋人が我が國語を研究したるその業績も多少存するなり。それら西洋人の我が國語を研究したるその業績が、眞に有益なるものなら

ば、吾人は、之を採用し、又それらに基づきて研究を進むることに吝ならざるのみならず、悦びて之を學ぶべきなり。さて、かかる場合外國人の研究したるものを國語學と名づけて然るべきか否かといふこと、これ一の問題なり。西洋人の我が國語を研究したる、その事は西洋人の立脚地よりいへば、日本語學といふに差支あらざるは勿論なれど、これを吾人より國語學とはいふこと能はざる道理なり。この故に國語學といふ語を嚴密に規定する時には日本國民たる吾等が我が國語として日本語を研究したる時にはじめて國語學といふ名目を與ふべきものにして外國人が我が國語を研究したる場合に、それを國語學と名づくることは外國人としては首肯せざるべく、吾人も亦之を以て國語學と名づくることはなし得ざるべし。然れども、その研究の結果の適切にしてすぐれてあるものならば、吾人は外國人の研究なりとて、之を嫌ふに及ぶべきものにあらずして、宜しくそれらの長所は憚る事なく之を採用すべきものなり。しかれども、それらは日本國民たるものが、之を採用せざる限り、國語學といふ名目を以て呼ぶことは避くべきものなり。要するに國語學といふ名目を用ゐる以上、日本國民の間に起りて、日本語を學問的に研

究したる結果そのものをさすものならざるべからざるものなりとす。

第二章 國語學史の意義及び態度

國語學は上述の如く種々の研究對象を有するものなるが、これらの研究をなさむとするにあたりて、須らく先づ國語學史の大要を心得べきなり。それ前章にいふ所の國語學といふものが、全然過去に存せざりしものならば、國語學史といふことは無意味のものたり。かくてその歴史のなきものならば直ちにその研究に着手するを當然とするものなり。されど、多少なりとも過去に於いて、それらの研究の行はれたることあり、それら過去の研究と現に行はれつつある國語學との間に歴史的關係在りとする時に國語學史といふ一の學問の存在するは當然の事となるべし。

學問の歴史といふものは或る點より見れば、先進の苦心の跡をたづねて、再び同一の辛苦を繰り返すといふ徒勞をせざるやうにする用意に供せらるゝ點も有りと云ひ得べきものならむ。又過去より現在にかけての研究の大勢を知り、將來の指針を示す利益有りともいひ得べきものならむ。若し過去に行はれたる業績を

全く顧みずして研究せむとするものありとせよ。苦心の結果、或る成績を得たりとも、その事若し、古人の研究に於いて既に成されてありしものとせば、自己の努力の徒勞となれるのみならず、世に對しても何等の貢獻する所無きに止まらむ。この故に或る學術の研究者はその學術の研究史の大要に豫め通せざるべからざるものとするなり。國語學史が國語學の研究の上に利する所ある點を考ふるに、現在の國語學の由つて來る所を明かにして過去より現在への研究の推移をさとりて問題の那邊に存するかを知らむとするに便あり。これは亦二様に見らるゝ點あり。即ち一は從來問題とせし點は如何、又何が故にそれが問題とせられたりしかの理由を考へて將來の研究の參考とする點なり。かくて又それらの問題以外に研究の餘地なきか、又從來の研究はその成績の上に缺陷無きか、或は又その研究が果して當を得たりや等の點を考へて將來の研究の方針を立てむの參考とするにあり。されど以上説く所は一種の方便といふべくして未だ國語學史の本旨を説けるものとはいふべからず。

一般に學術史の研究といふものは上述の如き功利的の目的を主として行はる

べきものにあらざして、それ自體が學術上の價值を有するものなるが、國語學史も亦明白に國語學のうちの一部門として存立すべき使命を有するものにして、決して他のものの方便にあらず、自家特有の使命の存するものと認めらる。今、卑近に之を説かむ。現在の國語學は要するに過去の研究業績の集積なりといひて可なる點もあらむ。しかも、それはその業績の單なる集積にあらずして、それらの業績が有機的に適當に整理組織せられたる結果又は整理組織せられつゝある努力、若くはそれらの業績を基としてその上加へられてある努力なりともいふを得べきならむ。而して、それらの業績をば適當に整理組織することも亦これ一の歴史的事實といふべきなり。この故に現在の國語の學をば正當に認識せむが爲には國語學史の知識無かるべからざるものなり。たとへば「用言」などいふ名目、上二段活用などいふ名目の如きものすらもその文字、若くはその通常の言語としての理解のみに基づきては之を適切に知りうるものにはあらざるなり。一般に文化的事實、文化的現象といふものは、その歴史を知り、又由來を明かにせずば、正當の認識を得らるゝものにあらざるが、それと同じく國語學も亦歴史的、文化的の產物な

れば、それが正當の認識を得むが爲には國語學の歴史を知らざるべからざるものなり。かくの如く考へ見れば、國語學史は國語學のうちの一の重要な部門にして決して國語學の豫備又はその功利的方便として存するが如きものにあらざるなり。

然れども國語學史研究の目的は上述の點に止まるものにあらず。それに就いては上に述べたる嚴密なる意味にての國語學といふことを顧みる必要あり。それは事實上、我が國語學は我が國民の間に自發的に起りたるものにして、外國の學術の移植にもあらず、又模倣にもあらずといふ著しき此の事實を顧みることが要すといふ點なり。我が國に嘗て行はれ、又現に行はれてある多くの學問のうちに於いて外國よりの移植にもあらず、又外國に模範をとるにもあらずして、我が國民の間より自發したる學問を求むれば、その數多くはあるまじきが、恐らくはこの國語學はその著しきものゝ一なるべし。この意味よりいへば、國語學は我等國民が自國の語に對して行ひし自覺反省の結果なりといふことを得べし。隨ひて國語學の歴史は國語に對して國民が行ひ來りし自覺反省の展開の跡を見ることとな

るべきなり。この見地よりすれば、國語學史は單に國語學の歴史といふに止まらずして、國民が國語に對して行ひ來りし自覺反省の自然的展開の足跡を描寫したるものといふことを得べく、又我が國語學史は國民の精神的生活の歴史的展開の一の相を如實に投影せしめたるものともいふべきなり。

かくてそれら國語學史上の事實をその補助學又それに影響せる事實又は學問の方面より觀察すれば、又文化史としての一面を有すともいふべきなり。されど、今吾人は國語學の一部門としてこの國語學史を講ずるものにして、文化史の一部分としてこれを論ずるものにあらざるが故にそれらに影響せる學問又はそれらを誘起せる事實につきては止むを得ざるものの外は論じ及ばざるべし。この故に文化史の一面として研究せむとする人は一層深く立ち入りてそれらの關係を研究すべきものなりとす。

國語學史の目的は略上に述べたる如くなり。次には如何なる事を研究すべきかといふことなり。國語學史は要するに、一種の歴史なれば、歴史としての一般性質を具ふべきことは勿論なるが、學術の歴史に於いてはその材料となるべき基礎

的對象は學說なり。然るに、その學說はもとより或る學者の説ける所なれば、當然、それを説ける學者も亦重要な研究對象となるべきものならむ。然れども、この歴史の中心點はその學說に存するものにして、その學說を生じたる源としてはじめて學者そのものにも歴史的價值を認むるなり。此の如くにして國語學史も亦それらの學說とその學說をなしたる學者とを研究の對象とすべきものなり。然れども、學說と學者の傳記とを臚列したるのみにては歴史といふべからぬことは明かなり。苟も學術史といふ以上、その對象たるものが、如何なる學問的特質を有せるか、又それが如何なる展開の過程に立つかといふことを説かずばあるべからざるが故に、ここに學術史研究の態度如何につきて一言する必要を感ずるなり。凡そ學術史の研究に於いては第一にその學問的系統を明かにし、第二に、その學的展開の道を探り、かくて史的展開の跡を明かにすることを目的とするものなるが、それ即ち學問なりといふ以上、その史的展開の跡を體系的に組織を立て、示さずばあるべからざるものならむ。さてその研究の方法に就きて考ふるに、或はその學者を主とする方法もあるべしといへども、要するに目的は學問の展開の姿を觀

察するにあるが故に、その學說を主眼として論せらるべきものなるべし。而して、それらの學說に就いては縦にはその由來を明かにし、且つは又それが後代に如何なる展開をなせるかを考ふべきものならむが、横にはそれがその時代の相及び同時代の學者又學說に對して、影響を受けしか、若くは影響を與へしか、或は全然無關係なりしか、一言すれば如何なる交渉在りしか、又同時代の他の學問、學者若くは學說と如何なる交渉存したりしかといふ如き事も委しくは議せらるべきものなりとす。

かくの如き目的を以て行はるゝこの學問はそれらの學說と學者とを以て研究の對象とすべきものなるが、それらの研究資料は主として文獻として傳へらるゝものなれば、國語學史の研究は先づ、それらの文獻を研究せざるべからず。こゝにその文獻に對しての研究態度を一言せむ。即ち、この研究は先づ、それらの文獻即ち史料の蒐集より始まる。こゝに蒐集といふことは自己の所有とせよといふ意義にあらざるはいふまでも無く、たゞ、學者の知識として精神的所有とせざるべからざることを意味するに止まる。かくてそれらの史料に就いて學術上の批判

を下しこれを適當の地位に按排せざるべからず。史料の價值判斷はそれが果して史料として採用するに足るか否かの認識にはじまり、採用する價值ありとせば、それがこの史的研究の上に如何なる地位と價值とを有するかを批評して以て適當なる地位に安置して後はじめて史的研究の緒に就くことを得べし。ここには先づその文獻を有るがまゝに正しく視ることよりはじまるといふことを強調して、説く必要あり。かくてその文獻を正しく視よといふことを更に委しく考ふる必要あり。その文獻に就いて正しく視るといふことは、それに記されたる學說の本意をさとることを以て最初の手續とするなり。その本意をさとるといふことは、それに基づきて、その本性特質をさとり、同時に價值の批判を下すべき基礎を得むとするにあり。この時にその本意を正しく理解し得ざる場合には誤りたる評價をなす虞あるものなり。かくの如き例は既に世に出でたる國語學史の上にも見ゆるなり。しかも、この場合に於いては吾人は現代的の知識のみを以てその批判の規準とすることをつゝしまざるべからず。ここにその批判に關して一般的の用意を説くべき必要を感ず。凡そ吾人が學問の歴史を研究する場合に、その研

究對象たるべき學者若くは學說に對して批判する場合には二様の見地よりして觀察し批判し得るものなり。その一は學問上の絶待的價值につきての批判にして、他の一はその歴史的價值につきての批判なり。絶待的價值とはその學者の業績又は學說が眞理として、それ自體に有する學術的の價值をいふなり。歴史的價值とはその業績又は學說が、それが或は前を承け、或は後を導くといふ如く、史的展開の過程の上に有する價值をいふなり。事實の如何によりては絶待的價值は高けれど、歴史的價值の著しからぬものもあり。國語學史の上にていへば、富士谷成章の業績の如きその著しき例なり。又絶待的價值は乏しけれども、歴史的價值の著しきものもあり。國語學史の上にていへば、本居宣長の御國詞活用抄が、それ自體は學術上の價值多きものにあらねども、鈴木朗の活語斷續譜を生み、次いで本居春庭の詞の八衢、義門の活語指南を生ずる源となりたるが如きは、その一例なり。ここに吾人はこの二様の見方を如何様に取扱ふべきかを一考すべきなり。絶待的價值ある業績は尊きものにして、之を無視しては學術史の必要、全く存せぬことにならむ。然れども、單にそれらをたゞ臚列したるのみにては未だ歴史といふべ

きものとはならざるなり。ここに吾人はそれら絶対的價值あるものを探り求めて、以てそれらの出現及び影響などの經路を正當に認識せざるべからず。かくの如く學的展開の經過を正當に認識するが爲には絶対的價值は乏しくとも歴史的價值に富めるものが、史的展開の過程を明かにする必要上、學術史の上に重きをなすことあるに至る。ここに吾人は絶対的價值の乏しきものにも歴史的價值の存するものを探求する必要を感ずるなり。かくの如くにして、はじめて、吾人は先達の成したる研究の跡を正當に顧み、時代の特質を明かにすることを得べく、又かくして、過去より現代に及びたる國語研究の史的考察の目的を達しうべきならむ。

以上は余がこの國語學史を説かむとする一般的の用意を明かにしたるものなるが、ここに余は一般に歴史といふものの本意に就いて有する根本的の疑を表明しおく必要を認む。一般に歴史といふものは人生の進展する姿を説くものとして考へられてある様に思はる。然るに、余は文化といふものが、時代を追うて必ず進歩するものなりとは信じ得ざるなり。それは何故かといふに、古代に於いて高度の文化を有したりし國民が亡び、その文化がそれと共に消滅したる例少からざ

るが故なり。文化といふものが、必ず進化するものならば、かかる事の在るべき道理は無きなり。又我が國に於いて古代に存したりし文化が中頃亡びたる例少からず。それ故に余は文化は決して進化のみするものにあらずして、退化もするものなりといふ信條を有す。それ故に歴史は必ず進展的過程を説くものなりといふことならば、余はそれらの歴史的信條を有する一切の人々に對してその點に於いて反對を表明すべきなり。然らばさやうに文化が進化し、又は退化するは何に基づくかといふに、それは要するに、人々の努力に基づくなり。その努力が正當に行はれたる時に文化は進展し、その努力が誤りて行はれ、若くは努力が行はれざるに至れば、文化は退歩し若くは滅亡するものなり。かやうなる事實は國語學史の上にも存するなり。たとへば鎌倉時代のはじめ頃に起りし、五十音圖の「オ」「ヲ」の所屬の混亂は定家假名遣をして「お」を「の」判定を濫にせしめ、萩原廣道が本居宣長の「はも徒」の係の「徒」の意を誤認してより百年許の間人をしてその眞意を誤らしめ、鶴峯戊申が「は」も「も」を主格としてより今日に至るまで人をしてそれらを主格の助詞として誤認せしむるに至りしが如きこれなり。かゝる事由により、吾人の國語學史はた

だ進歩の跡のみをたどるにては不十分なりといふべく、上述の如き退化のあとをさぐり、而して、それらが何によりて再び正常なる認識を回復するやうになりしかといふことを見ずしては眞の歴史とはならざるものと思ふ。

我が國語の研究が、嚴密なる意味にての學問として成立するに至れるは契沖の研究よりはじまれるものなりとは一般に認められある所なり。この故に普通の國語學史は契沖よりはじめらるるを例とせり。然れども、契沖の學術も實は契沖一人の力によりて成立したるものにはあらずして、從前行はれ來りしものにより、それを或は訂し或は改めなどしたる上に施されたるものなるが故に、その以前に全く國語の研究の行はれざりしにはあらず。それ故に、この國語學史はその史的展開を明かにせむが爲に契沖以前にも遡りて研究すべし。然らば、それは何處まで遡るべきものならむか。之につきて考ふべきは、既に余が述べたる所の國語學史の目的の他の一、即ち國民が國語に對して行ひたる自覺反省の跡をたどるといふ點なり。國語學といふものが、國民の國語に對する自覺反省の展開の結果が學として組織せられたるものとする余の見地より見れば、その史的發程はまさに國

語に對する國民的自覺の起りし時におくべきものといはざるべからず。この故にこの國語學史はその國民的自覺の起りし時を以て史的研究の第一歩とすべきなり。かくして、それより次第に下りて契沖に至るまでの經過をたどるべし。これまでは眞の學的研究は未だ起らざりし時代にてありしが故に、それを或は國語學前史といひ、契沖以後を眞の意味にての國語學史といひて可ならむともいはばいふべし。然れども、又契沖とても國語學といふ統一したる學問を組織したるにあらねば、要するに五十歩百歩のことなり。それ故に余はかゝる區劃を設くることの必要は無しと思ふ。かくて又考ふるに、ここに論ずる所は歴史にして現代に對する評論にあらざるのみならず、現代については公正の評論を下すことは困難なる事情に逢ふものなり。それ故に、現代以前に筆をさしおくべきものなりと思ふ。ここに人として大槻文彦まで、事項としては口語法研究の端緒を開きたる所にて筆を擱くこととすべし。

ここにこの國語學史に就きてなほ一言すべきことは外國人の日本語研究が、この國語學史に研究對象として入るべきものなりや否やといふことなり。現代の

國語學が、それら外國人の研究の業績によりて影響を受くる所ありとすれば、それはもとより國語學史の研究對象となるべきものなり。但し、吾人の知らぬ間に我々と無關係に、彼等が我が國語を研究したりとも、それが、吾人と沒交渉にてある間は吾人にはさやうなる研究の存在することの認識だに無きものなるが故に歴史的關係などの存すべき筈は無きなり。それ故に吾人はさやうなるものは我が國語學史に編入すべき因縁を有せぬものと認むるなり。さりながら、多少なりとも、因縁を生じたる場合には、それは歴史の源頭として、説かれざるべからざるものとなる。今吾人が、上の如く時代を限りて見れば、殆ど一も歴史的關係をば、それらの時代までに生じたるものを見ざるが故に、それら西洋人の研究をとり入れて説明すべき理由なきなり。されど、今後の國語學の開展には史的關係を有すること少からざるものとなるべきを思ふ。

第三章 上代の文獻に見ゆる當代の國語意識

ここに吾人は先づ、國語に對して國民が反省自識をはじめたる時代の國語意識を見むと欲す。これらの最初の狀況は國語學とは目すべからざるものなるは勿論にして、そのはじめは研究とも目すべからざるものにてありしならむが、さる幼芽の如き狀況より漸次に發展して國語の眞の學術的研究を生じたるものなれば、それらの學術の淵源を知らむとするものにとりては必ず研究を要すべきものたるはいふまでも無き事なりとす。この故に、それら幼芽時代ともいふべき時期に起れる事實を次第に考察すべし。

われらの祖先が國語に對して反省自識をはじめたる時代は何時頃なるかはもとより明かに知らるべきことにあらざるべし。されど一般に外國語に觸るる場合にはそれと國語との差異を認むることによりて國語に對しても反省と自覺とを起すに到り易きは自然の道理なり。この故に、わが國に國語と著しく性質を異にする漢語、漢文の入り來り、わが國に未だ無かりし漢字が輸入せられ使用せらる

るに及びては國語に對する或種の自覺を生じたりしならむと思はる。然れども、その自覺が如何なる性質又は状態のものなりしかは今日に於いて、これ亦明かに知りうべきものにあらず。されば吾人はただ文獻に存するものを察して間接にその状態を推すより外にとるべき方途なきを知る。

こゝに於いて吾人は先づ本邦最古の文獻によりて當時の國民の國語に對する自識の度を觀察せむと欲するが、奈良朝以前の文獻はその傳はれるもの稀にして、これらの事實を徵するに足るもの殆ど無しといひて可なるほどなり。されば、こゝには勢主として奈良朝時代の文獻につきて觀察し、その以前のものにして、自然觀察の標的となるべきものあるときは併せて論ずる事とすべし。

吾人のこの目的よりして最初に注目せらるべきものは所謂宣命書にあらはれたる國語意識なりと考へらる。宣命書とは古の詔勅の國語にて宣言せられたるものを漢字にて記載せるものにして、その書式には略一定の方式あるものなり。その概略をいへば、大體に於いて觀念をあらはす語即ち體言、副詞並に用言の本幹は大字を以て書き、用言の活用、複語尾、助詞の如きを小字にて書くといふ記載の方

現神祇宇天皇詔方自奈麻止宣勅乎親王詔王詔曰
 乃官人等衆聞食宣高天原神積望皇親神
垂示奇事命吾孫將知食國天下上事依奉乃任尔
神皇速皇祖濟世始至天皇濟世濟世漸者東食
 國高祈座乃業止奈世隨神所念行之止宣天皇勅
 泉間食宣加久間者來天日嗣高御座乃
 業收天坐神地坐祇乃相宇豆奈此奉相扶奉事尔
 依之此座平安御坐至天下者所知物尔在日止
 奈世隨神不念行頂然皇上坐長天下政平聞
 春事者勞收重業事尔在家利年長久日影久
 此座坐性荷重乃弱之不堪負擔加以挂畏
 朕婆皇太后朝乎人子之理尔不得定者返
 聖情母日在不安是以此位至辭乃人尔在
之如理婆尔仕奉信白止西念行至奈世日嗣止定
弊賜尔皇太子尔授賜久止宣天皇濟命衆聞
 食宣

内正五位上宣命

式なり。この方式の記載法は續日本紀に於いて宣命を書き記すに用ゐられ、爾來宣命はすべてこの方式によりて記載することになるによりてこの名あるなるが、かく名づくることは後世よりのことにして當時はさやうにいひしにはあらざるべし。而して續日本紀の宣命の書式はその書の編者の考案にあらずして、當時の實際のままを登載せしものなるべきことは、現に正倉院に藏せらるる當時の宣命案の實物に徴しても知らるべきなり。又延喜式卷八にある祝詞も宣命の一種と目すべきものにして同じくこの方式をとれり。かくて、祝詞も亦後世に至るまですべてこの方式によりて記載せらるるなり。

さて、かゝる方式の書き方が何故に生じたりしか。これにつきて本居宣長はその著歴朝詔詞解に於いて次の如くいへり。

いにしへは片假字平假字といふ物なかりしかば、物をしるすに皇國語のままにはものしがたければ、から國のしるしごまにならひて萬の事みな漢文もてしるしけるを歌のみはいはゆる萬葉假字をもてしるし、又祝詞宣命も古語のままに書て一もじもたかへず、てにをはの假字をさへに細書に添へたる是を世に宣

命書といへり。そもそもこれらのみは漢文にはしるさで然る語のままにしるしける故に、歌はさらにもいはず、祝詞も神に申し、宣命も百官天下、公民に宣聞しむる物にしあれば、神又人の聞て心にしめて感くべく、其詞に文をなして美しく作れるものにして、一もじも讀たがへては有べからざるが故に、尋常の事のごとく漢文ざまには書^キがたければなり。

されどこれは宣命書をなすべき必要の存するをいひたるまでにして宣命書といふ事實の説明とは未だ目すべからざるなり。況んや宣命書の方式をとれるに至れる人々の國語の意識如何に到りては全く顧みられざるなり。惟ふに續日本紀の宣命はその第一詔が文武天皇御即位の時のものにして、今日に於いてはこれよりも古き宣命を見るを得ざるものなるが、宣命は決してこの時にはじまれるものにあらずして、その起源はこの時よりも古き時代に存せりしものなるべし。かの日本紀の中に漢文を以て記されたる詔勅の中にも、もとはこの宣命の方式なりしものもありしなるべきを日本紀編纂の際に、漢文に改められたりしものも少からざるべく思はる。然れども、今はさる推測を止めて、現存のものにつきて説くべき

が、かの文武天皇の宣命は古事記、日本紀の編纂よりは二十餘年以前に草せられたるものなり。今これらにつきて考ふるに、當時國語にての文章を記載するには日本紀の本文の如く漢文を以てするもの、古事記の本文の如く和漢混淆體を以てするもの、又古事記、日本紀の歌謠の如く、全く萬葉假名にてかけるもの及び、この宣命書の如き體なるものの數種行はれたるが如し。而して純漢文なると、純假名書なるとを除きて考ふれば、古事記の本文の如き文體とこの宣命書の如き文體とは共に和漢混淆體といふべきものとして見るべきものなれど、この宣命書に於いては、他のいづれの體に於いても見るべからざる一種特別の形式をふめり。この宣命書は大體につきて論ずれば、國語のうちに於いて、觀念をあらはす部分と語法上の形式に屬する部分とを識別して、觀念をあらはす部分を大字に、その他を小字にて書き記せるものにして、その識別の結果の上に於いては多少議すべき點存すとしても、その識別は大局に於いて誤れるものにあらねば、これを行へる人々の間には國語の内部に於ける性質上の差異に想到し、よくその結果をあげたりといふべきなり。

續日本紀の宣命の書式に就きての研究は余は別に施せり。今その詳細はここにあぐることに能はざるを以て大綱をあぐるに止むべきが、その大字と細書との關係を研究するにまさに次の如き現象をみる。

用言に於いては先づ形容詞に於いて語幹と活用との區別を大體、正當に識別せりと考へらる。その故は先づ活用の部分を假名にてかきあらはせるものには

國法乎過犯事無久

(第一詔)

甚奇久異爾麗岐雲

(第四十二詔)

伊夜益須益須爾 朕私父母波良何良爾至麻且爾 可在狀任止上賜比治賜夫事甚

恐自

(第二十五詔)

朕世爾波 酬盡奉事難之

(第二十五詔)

の如く漢字にて語幹をあらはしたるものには活用を細字にて書きて區別を明かにし、又

于都斯久母 皇朕政乃所致物爾在米耶

(第六詔)

岐多奈久 惡奴止母止 相結且

(第四十二詔)

有禮志與呂許保志止奈毛見流

(第四十六詔)

許貴太斯伎 意保伎 天下乃事乎夜 多夜須久 行無止

(第七詔)

の如くすべて假名にてあらはす時にも語幹は大字にし活用は細字にして殆ど誤ることなし。ただ、二三の例外ありて、次の例の如く

宇夜宇夜自久 相從事波無之且

(第二十七詔)

朕波御身都可良之久 於保麻之麻須爾依天

(第四十五詔)

何乎怨志岐 所止志且加然將爲

(第十八詔)

朕一人也 乃未慶之岐 貴岐御命受賜牟

(第二十五詔)

の語幹の末に「之」音のある場合にその「シ」を活用に準じて取扱へるあり。然れどもこれは現今にてもしく、しき活用などいへる性質の語なれば、當時これらの「シ」を活用のうちに入れて考へたりとて怪むに足らざるなり。次には

天皇朝守仕奉事願奈伎 人等爾阿禮波

(第十三詔)

の如く形容詞を全く小字にてかけるあり。これらの場合は「ナキ」を補助語とみなして取扱へるなるべし。又

斗卑等乃仇能_{在言期等久}不言伎辭母言奴
 の如きあり。これらも「ゴトク」を補助語とみなしたる爲なるべきが、かくの如きは
 今日にも往々學者間にすら行はるゝ考へ方なれば、これらを以て當時の言語意識
 の不明なりしことを證する料とはならざるなり。

次に動詞に於いては如何といふに、四段活用にては

女止云波婆等美夜我加久云

(第七詔)

恐美仕奉利豆羅久止詔命乎

(第三詔)

是乎以天汝等乎教導久

(第四十五詔)

但政事波常祀利小事波今帝行給部

(第二十七詔)

の如く、語幹を漢字にてかき活用を細字にてかけるあり、又

人仁毛伊佐奈方禮須人乎毛止毛奈方須之天

(第三十三詔)

相宇豆奈比奉福事爾依而

(第六詔)

人乎度導牟止云爾心波定天伊末須

(第四十一詔)

此心悟天汝都可幣止勅比之御命乎不忘

(第四十五詔)

の如く、全部假名書にして語幹を大字に活用を細字にせるあり。以上二様の書き
 様はその語幹と活用との識別を正確にせりといふべきものなり。然れども他の
 例を見るに、必ずしも然らず。

男能未父名負氏女波伊婆禮奴物爾阿禮夜

(第十三詔)

神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉无

(第十五詔)

然朕波御身都可良之久於保麻之麻須爾依天

(第四十五詔)

の如きは、活用をも大字にかけるなり。又

恐古志物進退匍匐廻保理白賜比受被賜久

(第六詔)

彌繼爾受賜八利行牟物等之且

(第九詔)

衆人乎伊謝奈比率且

(第十三詔)

の如く語幹の一部をも細字にせるあり。又、今例をあげざれど、「マス」「タブ」「タマ
 フ」「マツル」「申ス」の如き敬語を細字にて書けるものも少からず。又
 衆諸如此乃状悟且清直心乎毛知此王乎輔導天天下百姓乎可令撫育止宣

(第五十九詔)

可仁可久仁止念佐末多久事奈久之天
の如き例あり。これらは動詞全體を小字にしたるものにして、上の例とは頗る異なりとす。

次に一段、二段、三段の各活用の語にありては

上下乎齊倍和氣且 (第九詔)

山川淨所者執俱加母見行阿加良閉賜牟止 (第五十一詔)

貴岐御命乎頂受給利歡備貴美懼知恐利且 (第二十五詔)

猶之法乎興隆之牟流爾波人爾依天繼比呂牟流物爾在 (第四十一詔)

不當無禮止見答牟流乎毛不知之天 (第三十五詔)

此乎見流仁 (第四十四詔)

如是治賜慈賜來留天豆日嗣之業今皇朕御世爾當而坐者 (第四詔)

遍重天辭備申爾依天默在牟止爲禮止毛止事不得 (第二十五詔)

の如く語幹を大字に活用を細字にせるもの多しとす。されども二段活用にありては往々

法勘流爾足島毛罪在倍之 (第五十五詔)

人乃能家武止念天定流毛必能之毛不在 (第三十一詔)

の如く語尾のる音のみを細字にかけるあり。又

誰爾加母我語比佐氣牟孰爾加母我問比佐氣牟止 (第五十一詔)

天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾 (第一詔)

是乎任法爾問賜比支多米賜倍久在止母 (第六十二詔)

高天原爾事波自米而 (第五詔)

の如く全く大字にせるあり。或は又 (第四詔)

此物者天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉福波倍奉事爾依而 (第四詔)

の如く語幹の一部をも細字にせるあり。又佐行三段活用の語は (第十六詔)

此狀悟而人乃見可答事和射奈世曾 (第十六詔)

の如く「せ」を細書せるあり。又その連用形なる「して」は大部分細字にて記せり。たとへば、

與天地共爾絕事無久彌繼爾受賜波利行牟物等之且皇太子斯王爾學志頂令荷

且我皇天皇大前爾貢事乎奏

(第九詔)

又今日行賜布態乎見行波直遊爾波乃味不在之且天下人爾君臣祖子乃理乎教賜

(第十詔)

比趣賜布止爾良良志止奈母所思須

明淨心乎以而祖名乎戴持而天地與共爾長久遠久仕奉禮止之且冠位上賜比治賜

(第十一詔)

布等勅大命衆聞食宣

の如し。

存在詞も亦大かた、一、二、三段活用の語の如し。先づ「あり」につきては

樂末須位仁方阿良爾止毛

(第二十八詔)

男能未父名負氏女波伊婆禮奴物爾阿禮夜

(第十三詔)

の如く假名にて全部大字に書けるもあれば

由此且理波法末爾末爾岐良比給倍久在利

(第四十三詔)

猶在倍伎物爾有禮夜止思行之且

(第八詔)

の如く語幹を「在」有の大字にし、活用を細字にしたるもあり。又

乾政官大臣仁方敢天仕奉倍岐人無時波空久置且在官爾阿利

(第二十六詔)

の如く全く活用をかかぬもあれば、全く假名にて細字にかけるもあり。動作存在詞にては、

其仕奉禮良奉狀隨品品讚賜上賜治將賜物會止

(第一詔)

與天地共長與日月共遠不改常典止立賜比敷賜爾流法乎

(第三詔)

の如く活用の部分をすべて細字にせるあり。又

唯言其爾不在逆爾云利

(第四十四詔)

朕仁對天法均伊物奏利

(第四十四詔)

の如く活用の最後の音に當る字のみを細書にせるあり。又

厭魅爲流已止三度世利

(第四十三詔)

の如くすべてを細字にせるあり。但し、これは「せり」に限れるが如し。而して「なり」の類は萬葉假名に書くこととしてすべて細字にせり。たとへば、

其仁孝者百官之基奈利

(第五十九詔)

何乎以天可知止奈良方志愚仁心不善之天天下乎治仁不足 (第三十三詔)

の如し。

以上述ぶる如く、形容詞にありては比較的、その區別整へるに、他の用言に到りてはその語幹と活用とを大字細字に書き分くる法必ずしも一定せずして區々なりしものなるを見る。然らば、當時この書き別け方に規律全く無かりしものかと思はるに、形容詞にては上にいへるが如く條理略整へり。しか、形容詞には整然たるものが、他の用言には不整頓に見ゆるは如何。これには、先づ、敬語を以て補助語と見るといふ一の事情もあるべきが、他の大なる原因は、これらの用言はいづれも複語尾を伴ふ性質を有するものにしてその複語尾は漢語の本義の文字を用ゐざる限りはすべて細字にて書けるによりて、それが、本幹たる用言の活用は、或は大字にてかかれ或は細字にてかかれ、彼是と動搖せりしものと見られたり。

さて複語尾にありては、所令欲將不而可等の漢語より直接に借れる字を用ゐる時は大字にて書くこと次の如くなり。その例

- 何乎怨志岐所止志且加然將爲
- 女子能繼爾波在止母欲令嗣止宣且
- 可受賜物奈利世波祖父仕奉天麻自

- (第十八詔)
- (第二十七詔)
- (第二十六詔)

朕者不堪止辭白而受不坐在間爾

(第三詔)

然れども萬葉假名なる時は細書にかくを常とせり。その例

- 天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾
- 天坐神之依之奉之隨
- 是以令文所載多流乎跡止爲而
- 于都斯久母皇朕政乃所致物爾在米耶
- 必母斯理幣能政有倍之

- (第一詔)
- (第一詔)
- (第二詔)
- (第六詔)
- (第七詔)

されど、又別に往々

從今往前爾小過毛在人仁所率流止之所聞波

(第三十五詔)

進母不知爾退母不知爾

(第二十四詔)

然人止之天恩乎不知恩乎不報奴良波聖乃御法仁毛禁給弊流物仁在

(第四十一詔)

天地乃福毛不蒙自

(第四十五詔)

受被賜持且不忘不失可有伎表等之且

(第十詔)

不言伎辭母言奴不爲伎行母爲奴

(第二十七詔)

即ち「所と流(ル)不と爾(ニ)不と奴(ヌ)不と自(ジ)可と伎(ベキ)不と伎(マジキ)の如く一の複語尾を示すに、其の意義を先づ漢字を用ゐて示し、之を漢文の方式に従ひて大字に書き、その漢文式の書き方の下に送假名の如くその語の末の音をば細字にて記せるあり。この方式はこの宣命書の發生を考ふるに、頗る重要な點ありと考へらる。

次に又助詞の類は「之」「與」「者」の如く漢字の義によりて借用せるは大字に書きたれど、その他は細字にせり。又接尾辭の「多知」の如きも亦細字にて書けり。

以上述べたる如くなれば、嚴密にいへば、もとより國語の性質を十分に認識せりといはるべきにあらねど、大體に於いて、主要語と補助語との區別を知り、又觀念をあらはす部分と言語操縱の方式の部分との區別を認め、又用言の活用と語幹との區別の存することを略識りたりしものといふべきなり。

さて、かくの如き知識は何時頃より我が國に存したりしか、今よりして之を明かに知ること難しといへども、既にいへる如くかの宣命書の方式が文武天皇の御即

位と共に忽然とあらはれしものにはあらざるべければ、それより以前に既に行はれたりしものなるべしとは考へらるるところなるが、その時代は何時頃まで遡るを得べきか、今に於いて之を明かにしうべき史料なきを遺憾とす。

然れども、以上の如き事實に基づきて考ふれば、かかる方式を案出せるはその頃既に國民の間に國語に對して、かくの如きことを行へるに相當する或る程度の自覺ありしなりと思はるゝなり。この自覺は何に基づきて起されたるものなるか。吾人はその自覺を誘起するに至れる機縁如何をここに探り試みむとす。

ここに先づ考ふべき事は、他のすべての助詞が細字にて書かれたる間に「之(ノ)」「與(ト)」「者(ハ)」の三字のみが何故に大字にて書かれたるかといふことなり。惟ふに、この三の字はそれ「ハ」、わが用言體言に該當する意義もあれど、又助辭としても用ゐらるゝものなり。而して、こゝには共に漢文の助辭として用ゐられたると同じき用に供せられたるものにして、その意義は我が「ノ」「ト」「ハ」といふ助詞と一致する點の存するものなり。さて、その「與」の字が國語の助詞「ト」として用ゐられたる場合を見るに、元來國語の助詞「ト」には多くの意義用法あるものなるが、ここにはそのう

ちたゞ」と共にの意なる場合にのみ用ゐたるを見る。而してその意義は漢文の助辭の「與」の義と大體に於いて一致するものなり。されば、上の三字は漢文の中に本來國語の「ノ」「ト」「ゴ」と略同様の意味にて用ゐられたるによりて、漢文と同じく他の字と同じ大きさに書きたるものと思はるゝものにして、我が助詞のうちにも漢文の中に類似の字無くして、漢文を読む場合には新に加へてよむべき性質の助詞は細字にて書かれたるなりと考へらる。

次に複語尾に就きて見るに、これも大體は細字にて書けるに、その「將(ム)」「令(シム)」「不(ズ)」「(ジ)」「(マジ)」「而(テ)」「可(ベシ)」等それに該當すべきものが、漢字に存するものは大字に書き、しかも、この場合には漢文の方式によりて動詞の上に書き、或は「所」と「流」、「不」と「爾」との如く意義を示す部分をば漢字にて大字にて上に書き、國語にてそのよみ方の全部若くは一部をあらはす音をば假名にて細字にて下に書き添へ、二者相合して一の複語尾をあらはすこととせり。されば、これらも彼の助詞なると同じく漢文の中に本來用ゐられたる文字なるは大字にし、漢文の中に類似のものなくして全く新に加ふべきものをば細字にて書きたりと考へらる。こ

れらは純然たる漢文の訓點の方式を轉用したるものといひても可なる状を呈するものなり。

次に用言の中敬語に屬するものを細字にて書くこと多し。たとへば、

我兒我王過无罪無有者捨麻須奈忘麻須奈止負賜宣賜志大命依而(第七詔)

天下申給比朝廷助仕奉利多夫事乎字牟我自彌辱彌念行且(第二十六詔)

數數辭備申多夫仁依且受賜多婆受成爾志事毛悔止念賀故爾(第二十六詔)

惡久姦岐奴乃政乃柄乎執天奏多末不事乎以夫(第二十八詔)

是能太政大臣乃官乎授末都流仁方敢多比奈牟可等奈毛念(第三十六詔)

の如し。しかも、それら敬語も「給」「賜」「奉」など漢字の意義を用ゐるものは必ず大字にて書けり。又して「ごとし」「ごと」「せり」「なり」の類を往々細字に書けるが、これらは如何なる理由によれるかといふに、これらも亦上の助詞、複語尾に關して行はれたる主義によりて考ふれば、了會せらるゝ所あるべし。即ちこれらの語の多くのものは漢文をよむ際に、その漢文として用ゐられてある文字以外に別に附け加へてよむべき語として往々用ゐられたるものにして、それらの事は今日にても漢文を

讀むには往々かくの如き語を加へて讀む事實を見るなり。この點よりして見れば、古代に於いても漢文を讀む際には、かくの如き事實の行はれたりしことを考ふべく、その方式が宣命書の上にも姿をあらはしたるものと考ふことを得べきなり。

かくの如く考へ來れば、かの宣命書の中に往々體言をも細字にて書けることこの理由をも了會しうべし。例へば、

今乃勅乎承用與先仁詐天勅止稱天在事乎承用流已止不得止云天

(第二十八詔)

於乃毛於乃毛貞仁能久淨伎心乎以天奉仕止詔已止乎諸聞食倍止詔

(第三十三詔)

の如し。この「已止」の如きものも亦本の漢文には無くとも、その讀み方によりては往々加ふることのある語なるを以てかくの如くに書けりと考へらるゝなり。

かくの如く種々の事情を考へつつ願れば、かの用言の活用を或は書き或は書かぬ事も亦かの漢文の讀み方を示す場合に往々存することなれば、これに準ずれば、

これ亦了會し得る所あらむ。

以上述べ來る所を綜合して考ふれば、この宣命書の大字と細字との書き分け方は漢文の訓讀法に大なる關係を有するものと推定せらるるものにして、之を基として考ふるにあらずば、了會し得ざる點少からず。この故にかくの如き刺戟を與へたるものは漢文の訓讀にありと考へざるを得ざる事となるが故に、次には當時の漢文訓讀法につきて一往考へみむとす。

惟ふに、國民が國語に對しての反省自覺を起すに及びたりしはじめは今より明かに知り難き事には相違なけれど、その最も著しくあらはれ易きは外國語に觸接して刺戟を受けし時に起るべきものと考へらる。而して本邦人が、はじめて接せし外國語は何なるべきか。今假りにこれを朝鮮語なりとせば、これによりても國民が國語に對しての一種の自覺反省を生すべきは勿論なれど、甚しく語脈語性の異ならざるものなれば、さまでの大なる反響なくして終りしならむと想像せらる。かくて、眞に國民をして國語を反省自覺せしめし具體的事實は恐らくは漢字、漢文に接したる時に起りしことなるべしと思はる。さて漢文の本邦に輸入せられ

し當初に起り得べき事情はその漢語、漢文に國語が全然征服せらるべきか、或は又その漢語、漢文をば、全く國語が征服すべきか、若くは或る點は漢文のまゝにし、或る點は國語として取扱ひて二者妥協の途を開くべきかの三より外に存せざるべきものなるべし。而して當初の事情は、これを明かに徴すべき資料を有せざるを以て今日にては知るを得べきにあらず。しかも今に傳はれる漢文の訓讀の方法によりてその當初の狀況を稍推知し得べし。

今日の漢文訓讀の方法は一種の妥協法にして、その文章を漢文の形のまま保存し、之をよむには國語の法格によりたるものなりとす。而してこれらの方法を按出せしものは何人なるか、今よりして明かに知り難しとは思はるれども、その起源は頗る古きものならむ。而して、その訓讀に用ゐたる特殊の方法は當初の國民の國語に對して有したる或る種の認識、或る程度の認識を示せるものなりといふに足るべし。よしや、又、之を按出したるものは國語に對しての明確なる自識有りて爲したりしにあらずとすとも、その國語に對して或る意味にての自覺の存したりしものと推定するは必ずしも理由なしとはいふべからざるべきなり。

惟ふに、漢籍のはじめ、本邦に輸入せられし當初は假りに漢字の一字一字をば我が國語の一語一語に宛て、譯したりとすとも、彼に在りて我に無き語もありしなるべく、又彼に無くして我にのみ存する語もありしなるべきは疑ふべくも無き事なり。而して彼我有無の相違が體言、用言、副詞等のあらはす觀念のみの上に止まる場合にありては、彼に存して我に無きものは我が語を幾つか集めて新しく翻譯語を作りて用ゐるか、若くはその漢語をそのまま借用するか、或は少しく音をかへて國語化せしめて、收容するなどの事を行へば、略足るべきことながら彼我の言語の性質の異なる點より生ずる法格的の差異は根本的の差異なるが故に上述の如き簡單なる手續にて濟すことを得べきにあらず。而してその言語の性質の差異より生ずる根本的の法格的の差異の主たる者は第一に措辭即ち語の配列法の相違、第二に、用言に活用の存すると否と、第三に助辭の有無若くは相違の點なりとす。第一の措辭即ち語の配列法の相違は我れらの祖先は漢文をその原文のままに書き下しおき、これを讀むときその文字を或は飛び越え、又は跳ねかへりなどして國語の配列法の順序によりて訓むことを案出せり。これ今日も傳はれる反り

點法の起る源なりとす。措辭法の相違はこの方法によりて國語の措辭法によりてよみうべくせしめられたり。第二の用言の活用の有無に就いては、漢語にもわが用言に該當する語あるによりて、それらをば、わが國語の用言に充て、讀みたりしならむが、かれの用言には、その言語の根本の性質よりして語尾の活用といふもの全く存せざるなり。然るに、わが用言にはその活用の存するのみならず、更に用言の運用上必要な場合にはその活用の下に更に複語尾を分出せしむることあり。この複語尾の分出せるものはかれの助動詞に似たる點もあれど、彼れの助動詞は單語として他の用言に對しては形の上にては獨立し、加之、その助くべき主要の用言の前に存すべき性質のものなるに、わが複語尾は單語にあらずしてその助くべき用言の活用の下につきて決して離るべきものにあらず。かくの如くこれらのものは全然一致せぬものなれば、漢文を國語化してよまむにはその用言に該當する文字につきてはその用言の活用及び必要な複語尾は特に加へてよまざるべからざるは道理上見易きことなりとす。かくしてそれらに該當するものが、古來所謂捨假名として加へられたるなり。第三には助辭の問題なり。この

助辭は一面より見れば彼れに存して我れに存せぬ語法上の特質の一なることは勿論なれども、他方、又我れに存して彼れに存せぬ語法上の特質の一部として今日の所謂助詞あり。その支那の助辭とわが助詞とはもとより別のものなれど、又往々似たる點あり。この故にかれの助辭の或るもの、たとへば、「之」の如きは「ノ」と譯し、「於」の如きは「ヲ」「ニ」と譯し、「與」の如きは「ト」と譯し、「者」の如きは「ハ」と譯することく、わが助詞を以て譯することをうべし。かくかれの助辭のうちにはわが助詞にて譯するをうるものありといへども、その措辭上の位置は必ずしも國語の助詞と一致せず。たとへば、「之」の如きは「ノ」「ハ」と同じく後置せらるれど、「於」の如きは「ヲ」「ニ」と同じく後置せらるるが如し。而して彼れの助辭の或るもの、たとへば「焉」の如きは國語には全く譯しうべき語を有せず。かくの如きは訓讀の上にては古來默過するを常とせり。然るに又それらと反對に彼れに該當するもの全くなきわが助詞も亦甚だ多し。これらは加へて讀まずば國語としての意を通せしむること能はざるなり。

以上述べたる如くなれば、漢文をその形のまま國語としてよまむには反り點法

を施すのみにては足らず、その外に國語特有の性質によりて起る語法上の或る形式即ち用言の活用、複語尾、助詞等を加へて讀まざるべからざるは明かなり。而して現今の漢文の訓み方も大體この方式の外にあるものにあらざるが、それらの訓み方には古來多少の變遷あるを認むれども、その根本の主義は一貫せるものなりとす。而してその起源は頗る古きものと考へらる。その證はそれらの漢文の訓讀によりて傳へられてある用言又は複語尾の中には奈良朝若くはその以前のものにあらずしては、あらぬものの存するにても知らるゝなり。

さて、立ちかへりて論せむに、この漢字に添へてよまらべき國語の方式的部分は古來捨假名などと稱へらるゝ如く假名を以て示したるものなることは今も見る所なり。然るに、その假名といふものは漢字渡來以後、漢字を盛んに使用したる結果、その漢字に基づき形の上より、又性質の上より變化を與へて生じたるもの、一言にていへば、漢字より脱化して生ぜしものなれば、當初より所謂捨假名の存せしものにあらざるべきはいふを待たざる所なり。然らば、その假名の生ぜざりし以前に漢文を國語に讀むこと無かりしか、はた、假名の發生を待ちてはじめて、その訓み

方の發明せられしかといふに、宣命書によりて推定したる如く、決して然るにあらずして、恐らくは假名發生以前に於いて既にそのよみ方は存せしなるべし。而して、そのはじめはそのよみ方は口より傳へられしものなるべく思はるゝが、かくするうちに、之を目に訴へ、又之を記載して傳へむといふことも案出せられたるものならむが、假名の發生以前に、按出せらるべき方法としては萬葉假名即ち漢字を用ゐてそのよみ方を旁注することにてありしなるべく、それらの實例は、平安朝初期の儒佛の書などに往々見る所なり。然れども、その萬葉假名又は假名を用ゐて示す方法以外に他の方法なかりしかと考ふるに、古來傳ふる方法の一として、漢字の四隅又は傍などに點又は符號を加へて約束的によみ方を示せるものあり。而して現今、漢文を國語にてよむ有様を明かに記載して示すことを名づけて訓點を施すといへるを見る。これ恐らくは古の名殘ならむ。然るに、現今漢文に訓點を施すといふその事實を見るに、返り點を施し、捨假名をさすことをいへるなり。然るに、その訓點を施すといふことの主要なる部分を占むる捨假名は點と名づけらるべき性質のものにあらず。又返り點といふものも、直接に上に反りて讀むことを

示すには雁がね點といふ「レ」の符合を加ふることは稍點といふことを得べき姿の如くなれど、その他は「二」「三」「上」「中」「下」等の文字を加ふるものにして、點を施すといふ語に相當する事實にあらず。されば現今訓點を施すといふ場合にその語とその語にて示さるゝ事實とは吻合せぬこと明かなりとす。然れども、古代にありては漢文の訓讀の爲に實際の事實として點を施したり。その點はその漢字の傍又その四隅或は四隅の中間並に字の中央などに朱にて施したるものにして、その朱點の位置によりて一定の約束を立て、訓み方を示すものとせるものなりとす。されば、假名といふものの生せざりし以前に漢文を國語にてよむ場合を記載して示さむとしては上述の返り點の外にこの朱點を加へて示す方法をとりにしことあるべきを想像し得べし。これらの點を加ふる方法は假名の發生以後若くは假名の發生と略同時と考へらるる平安朝の初期なるべしとの論もあれど、その論據は主として現存の文獻につきて立てられたる論と見ゆ。現存の文獻を主とせば、かくいふより外なかるべきが如くならむが、理論上より推すに、既に假名の發生ありたる以後に於いてわざ／＼かくの如き迂遠なる方法を按出すべき道理無きを以

てそれらの方法の按出せられたるは假名の發生以前にありしものならむと想像するは決して不當の事にあらずといふべし。もとより、この點法自體にも變遷ありて、その創始時代のものは頗る簡易のものなりしならむが、時の降るにつれて複雑になりしものなるべく、假名の發生ありて後は假名と點とを交へ用ゐたること平安朝初期の文獻にて見る如くなりしが、漸く假名の方の勢力を増し、鎌倉時代以後新に施したる訓讀法には點は漸く稀になり、後には殆ど全く用ゐられざりしが如くなれり。しかも、かくそれらの點の後世まで傳はれるは古を傳襲せるに止まることが如し。

惟ふにかくの如き方法の按出は、本邦人にはじまりしか、はた、彼の漢籍を本邦に傳へきといふ百濟人の既に按出せし方法を本邦に移植したりしか、これまた明かに知り難しといへども、支那人の間には存せざりし方法なりしことはいふまでもなし。然らば、この方法は百濟人若くは本邦人の創意によるものならむといひて可なるべきが、しかも、漢字の側に點を加へて或る事項を示す方法は既に支那にて行はれしものなりとす。

支那にありては同音の文字頗る多くして、それらの區別は四聲の差によりて明かにせらるるもの少からず。その四聲も本來その字に固有するものなれば、一之を注するを要せざるものなれども、後世假借と稱せらるる用法起りては一字に數義を生じ、義によりて往々聲を異にするものを生ずるに至れり。ここに於いて同一の字にありても聲を區別して示すべき必要生ず。さる場合にその區別を示さむが爲に點又は圈(圈は宋以後といはる)を文字の四隅に施すこと起れり。この事實は六朝の頃に既に起れりと考へらるるものなるが、唐の張守節の史記正義の論例中に

發字例

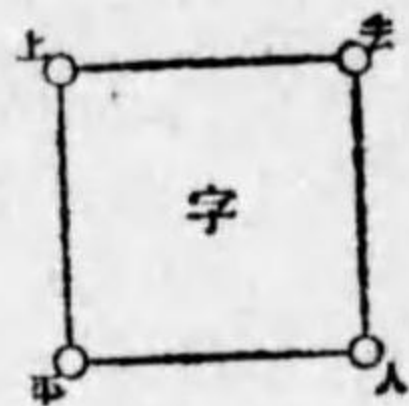
古書字少、假借益多、字或數音、觀義點發、皆依平上去入、若發平聲、每從寅起。(この寅は左下をさす)

と見えれば、唐代古書を讀むには之を用ゐしこと明かなり。又清の錢大昕の十駕齋養新錄(卷五)の説によれば

蓋自齊梁人分別四聲而讀、經史有點發之例、觀守節所言、知唐初盛行之矣。宋以來

改點爲圈。

と見ゆ。今その一字數聲の例をあげむか。「數」の字は曆數、數量(體言)の義にては去聲、次第(體言)又數ふる義(用言)にては上聲、頻屢の義(副詞)にては入聲なり。又「令」は使令の義(用言)の時は平聲、法規、長官の義(體言)の時は去聲なるが如きこれなり。かくてその四聲の點は



の地位に施すべきことに古來一定せり。思ふに本邦の漢文のよみ方に用ゐる點は恐らくはこの四聲の點より思ひつきて按出せられしものなるべく、本邦古來の實例を見るに、訓の點と四聲の點と往々並び存し、四聲の點は朱圈を用ゐる、訓の點は朱點を用ゐたりと見ゆ。かくの如くにして四聲の點に倣ひて按出せられしものと考へらるる訓の點即ち、を字の隅又は傍に施す方法は、その起源頗る古かるべきものと考へらるるなり。

先にもいへる如く、この訓の點は恐らくは假名の發生以前に按出せられしものなるべきが、假名の發生ありて後はその假名を用ゐれば、點は用ゐずともよかるべき道理なるに、なほこの點を用ゐたり。これは恐らくは、一は諸家各祕密を貴べる爲と、一は當時既に因襲久しきに馴れたる爲とにて容易に廢止せられず、捨假名の用ゐられてよりは、その點と假名とを交へて訓讀を完うしうべく點を施したるものも亦往々存せり。而してこれらの點はその用ゐし學者によりて往々例を異にし、又時代によりて變遷あり。それら諸種の點法を抽象して記載したる圖式を點圖といふ。その點圖は種々あれども普通に行はれしものは次の如き約束によりてよむものにして、世にこれをヲコト點又はテニヲハ點といふ。



その、ヲコト點と名づくるは、漢文の記載法が右上よりはじまる例にならひて、右の上より二の點をよみたるものにして、テニヲハ點と名づくるはその點の位置を四

聲點の地位に準じてよみたるものなり。これらの點は、その大綱は大體上述の例の如くなれど、その委曲の部分は種々の例ありて家々によりて異なる事はかの點圖を集録せる諸家點圖(又點圖部類と稱す。群書類從卷第四百九十五に載す)の類を見て一斑を知るべし。

かくて現存の漢文(佛經又は漢籍)にしてこの點を施したる實例を徴すべき文獻は現在平安朝の初期以上に遡ることを得ざれど、その點のうちには奈良朝若くはその以前よりの點なることを認むべきあり。たとへば、興福寺法相宗喜多院の點圖、又順曉點又經點と題せる點圖に見ゆる、字の中央にある、イ點の如きこれなり。この「イ」點は奈良朝以前に行はれし主格を示す「イ」といふ助詞を示したるものなることは明かにして、この「イ」は平安朝以後の國語にては亡びて用ゐられぬ助詞なれば、その時代以後の人の按出すべき點にあらず。されば、平安朝時代に按出せられたりと考へらるる點圖にはこの「イ」をば全く省き、その「イ」の位置にあたる中央の點を「ノ」とせるもの往々存す。たとへば仁和寺の圓堂點、三井寺の西墓點(これは「イ」とよむより名づく)遍照寺淨光房點などの如きこれなり。されば、現に傳はれる點

圖は必ずしも奈良朝以前のそのままのものにあらざるべしといへども、奈良朝以前に既にかゝる點の或る種類の存したりしことは想像しうべきなり。

現存の點圖は上述の如く最初の點圖たりといふを得べきか否かは疑ふべきものなれど、われらの祖先が、かかる方法によりて漢文を國語化してよむべく試みたりしことを想像しうべく、それと同時にこのよみ方の考案をめぐらすにあたりては漢語、漢文と國語との性質上の差異を臆げながらも考へ、同時に國語の語法上の特質に思ひ至り、それらの特徴をば點によりてあらはしたりしものならむことはもとよりいふをまたざるなり。この故に吾人はこの訓點によりて示されたる種類の語法上の特徴をば、宣命書によりて示されたる事實と共に相表裏して古代のわれらの祖先の國語意識の如何なるものなりしかを徵するに足る所の重大なる事項なりと思惟するなり。

今かかる事を考へつゝ、更に又他の見地に立ちて見れば、萬葉集卷十九大伴家持の詠霍公鳥歌二首の下に

霍公鳥今來喧會無菖蒲可都良久麻泥爾加流流日安良米也 毛能波三箇辭闕之

我門從喧過度霍公鳥伊夜奈都可之久雖聞飽不足 毛能波氏爾乎六箇辭闕之

と注せることも亦頗る重要な事實を告ぐるものと思はる。これらは「モ」「ノ」「ハ」といふ三箇の助詞、又「モ」「ノ」「ハ」「テ」「ニ」「ヲ」といふ六箇の助詞をあげ、これらを用ゐずして歌をよみたりといふことにて、歌としては一種技巧を弄せるものなるが、吾人の語學的見地よりすれば、頗る重要な事實を告ぐるものなり。之に就いて吾人の輕々に看過し得ざることはこれらテニヲハの類をば、他の類の語と區別することを知り、且つ、その「モ」「ノ」「ハ」「テ」「ニ」「ヲ」をば、各一個の語としてかぞふることを知り、又それらを除きて歌をよまむことはたやすきわざならずとしたるにて、これらが國語の中にも重要な性質を有するものなることを知れりと想像しうべき點なりとす。而して、ここに、それらをば「辭」といふ語を用ゐて示したることも亦偶然に然なれりとは思はれずして、支那にて助辭といふ意にて用ゐたる「辭」の義によりしものならむと思はる。支那に於いて、助辭と觀念語との區別をば、何時の頃より認めはじめしかは今明かには知らざれど、北齊の顔之推の顔氏家訓の音辭篇の中に

案諸字書焉字鳥名或云語辭……若送句及助詞當音矣愆反

とあるを見れば、名詞の類と語辭又は助詞といふべきものとの區別をば既に認めたりと想像しうべし。それはもとより今日の學術上論ずる如き嚴密なる意識を有せずとも臆げながらもこれを認識せしものといふべし。然るときはそれらの時より後の本邦に於いて辭といふ語を用ゐることはありうべき事といふべし。さてかく次第に考へ來れば、かの歌の作者家持の臆げにもせよ、これらの複語尾「テ」助詞「モ」「ノ」「ハ」「ニ」「ヲ」の如きものと體言、用言等との間の性質上の差別を認めたりしものと想像しうべし。而してかくの如き識別は上述の如き漢文の訓讀法に深き關係あるべく、その訓讀は訓點によりて一定の形を與へられたるものなるべければ、これらの識別は畢竟それらの訓點に深き關係を有すべしと考へらるゝなり。以上の如く考へ來れば、奈良朝時代の國語意識は髣髴として認めらるゝ點ありと思はる。

さて、上述の如く漢文の訓讀に於いて、これら助詞の類を點にて示したりしが爲か、往々これらの助詞の類をば點と云へることあり。たとへば興福寺喜多院の林懷(平安中期の人)の著と稱せらるゝ三十三過本作法の文中に曰はく、

問曰懷兔非月仁志時有何過耶。答曰若加志毛點時有相符過。意云母兔懷兔非月故懷兔云事我亦相符故有相符過也。

(三十三過本作法は因明の書にして因明に於ける論證上の過誤三十三件を説きたるものなり。相符の過とは敵の固より許す所の事を論ずるにて無用の辯なるをいふ)さて、ここに「志毛點」といへるは實際上「シモ」といふ訓點がこの語のうちに施してありといふにあらず、又「シモ」といふ語を示す點發をさして云へるにもあらずして、「懷兔は月にしもあらず」といふ時の「しも」といふ語自體をさしたるものなり。されば、この點といふ語は今の術語にていへば「テニヲハ」又は助詞といふ如き意味をあらはせるものなることは明かなり。而してかくの如き關係語を點と稱ふることは漢文の訓點より來れりとする外には説明を下し得べき理由を知らず。これらによりて考へ見れば、我が國に於いての漢文の訓點の術語がいつしか語の性質の識別の術語とまで轉變せしことを見るべきなるが、今いふ「テニヲハ」といふ語も亦既にいふ如く、本來訓點の術語にてありしものなり。

以上縷々述べ來りし所を以て知らるゝ如く吾人は漢文の訓讀が國語學の種子

をやどす畑となり、之を培養してその萌芽を生せしむべき機縁となりしことを思ふべきなり。もとよりかくなるには内は國民の國語に對する反省自覺の度がかくの如き意識を起すべき程度にありしにもよるならむが、その動機を與へたるものは漢語、漢文の訓讀にてありしならむ。即ち漢語、漢文の訓讀が機縁となりて生じたるこの萌芽が後來展開して國語の各方面の研究を導きたることは用言の活用、複語尾の認識、助詞、又語の配列法、係結の組織等を中頃すべてテニヲハと唱へ來りし、その一事を以ても思半に過ぐるものあらむ。

第四章 漢和對譯の字書の發生

我等の祖先が漢語、漢文に接觸してより國語に對する自意識の漸くに明確になりたりしならむことは既にいへるが、この事より直ちに考へらるるは漢字に對して國語をあてはむる事の企てのそれらのはじめに起りたりしならむといふことなり。

凡そ漢字を本邦に輸入してより最初に起りしことはその漢字又は漢語の各個が國語のいかなる語に該當するかといふことなりしなるべく思はる。かくの如く個々のにあてて考ふる事は國語と漢語との性質の差別といふ如き概括的知識よりも遙かに早く行はれしことは疑ひもなき事なるが、それらのものが多く集録せられて一定の組織ある字書の體をなすに至ることは必ずしもその概括的知識よりも早くあらはれたりとは斷言し得べからぬ筈なり。今、それらの事實の考察にうつらむ。

この國語と漢字、漢語との對照は漢籍を本邦にて讀まむと企てし時より起りし

ことは當然の事として考ふべきが、實地に之を如何に處理すべきかといふ問題としては既に履中天皇の朝に諸國に國史即ち地方の書記の官を置かれたる時に起りてありしなるべく、又推古天皇の朝の金石文などに徴しても知らるゝ所なるが、古事記、日本紀の編纂の時には著しく問題として苦心せられたりしものならむ。特に古事記の序文即ち上表に於いてはその苦心の程を明かに述べてあるを見る。今、ここには古事記、日本紀によりて、それらの事が如何に行はれたりしかを見むとす。之につきて考ふるに、その對照の方法には二様あるべきを考ふ。一は文選などに見る如く、漢文の文の中に往々音注訓義を加ふるものなり。たとへば

衆流之隈、汧、涌其西

(西都賦)

防禦之阻、則天地之隄、鳥區

(同上)

とあるが如き、これなり。かくの如き方式に倣ひて文中に於いて漢字の下に國語を注したる例は古事記、日本紀に少からず。古事記にていはゞ

天之常立神訓立常云登許

故二柱神立訓立云多志天浮橋而

の如きこれなり。これにてはその訓を示す爲に、訓某云某といふ如く語をそれに冠せるを少しく異なりといふべきに止まる。日本紀にていはゞ

便以礮馭盧島爲國中柱注此云美而(卷一)

下枝懸青和幣和幣此云尼根底白和幣(卷一)

の如く、その訓を示す爲に、某此云といふ語をそれに冠せるあり。これも亦古事記と大同小異にすぎず。他の一の方法はその文の一章の終りに及び、その文中にある語を摘出して之に國語を注すること、漢譯佛經の如くすることなり。その例、妙法蓮華經にて示せば、卷第一の末に音釋として

耆闍崛梵語也此云鷲峯耆闍伊切闍時遮切崛渠勿切

布薩薩胡故切布薩流散也

とあるが如きこれなり。日本紀卷第一、卷第二にはかくの如き方法をも用ゐたるあり。

以上二の方法は漢字、漢語に國語をあてて示す最初の方法たりしものならむが、それらの方法は古事記、日本紀のみならず、他の書にも汎く用ゐられしならむ。た

とへば、常陸風土記には第一の方法を用ゐて、

于時濱浦之上多乾海苔俗曰乃理

の如く注し、日本靈異記には第二の方法を用ゐて各章の末に

御乎左女字多阿米乃譽保磯訓城紀訓

のやうに注したるこれなり。

さてこれらの訓注を施すことははじめは、漢籍、佛書に行はれしものなるべきが、當時の國書は主として漢文を用ゐたるが故に國書にも亦上の如く用ゐらるるに至りしものと思はる。かくて、漢籍、佛書に於いては漸く後に至りてそれらの訓義のみを集め録せる成書の行はるることとなれり。この方法は本來漢譯佛書の爲に、夙く支那にて行はれしものにして、玄應の一切經音義、慧琳の一切經音義、希麟の續一切經音義の如きは衆經にわたるものとして、世に知られ、專書としては、慧苑の新華嚴經音義、雲公の涅槃經音義、窺基の法華經音訓の如きその例少からず。これらに倣ひてかあらずか、わが國にて寫し傳ふるそれらの音義の中に國語を加へ注したるもの往々あり。それらには飛鳥寺信行の涅槃經音義など古書に佚文見ゆ

るも少からぬが、現存のものにて著しきものは、もと徹定和尚の藏にして後西本願寺にうつり、さらに故小川爲次郎氏の藏に歸し、その家に傳はれる

新譯華嚴經音義私記二卷(國寶)

なり。この書は慧苑の新華嚴經音義を基として邦人が國語の注を所々に加へしものなるが、その注は萬葉假名を以て記したり。その語のさまを以て推すに、奈良朝の末頃のものなるべく思はる。(その下卷の末に、延曆十三年甲戌之春寫之了と識す。)而してこの書の注は本邦の古言を研究するものには貴重なる材料として重んぜらる。又別に東京帝室博物館に藏せる大治三年書寫の玄應の一切經音義の第一卷の末に附録とせる

新華嚴經音義 一卷

あり。これは慧苑の著とは異なれば、恐らくは則天武后の時に賢首大師の撰せしといふ本なるべし。この本の中にも少しく國語を注す。又上述の大治本一切經音義中にも卷二のうちに少しく國語を注せり。又本邦の人の著しし佛書の音義も稀に傳はれるが、そのうちにも亦往々國語を注せり。たとへば、嘉禎二年の著な

る信瑞の淨土三部經音義の如し。(この書、天正十八年の序ある刊本あり。)さて上の諸本は漢文にてその語の義を注するを主とし、たま／＼國語にも及ぼせるものなるが、それより一步轉じて、それらの文字につきて必要のもののみを抽出して音訓をのみ注せるものも亦あらはれたり。それらのうちにて吾人の知れるものにて最も古きは

最勝王經音義(又音注ともいふ、承暦の頃の注、書寫のみにて傳はり、版本なし。)なりとす。それにつきては

大般若經音義　これには幾種もありしものと思はる。石山寺に平安朝初期書寫の中卷を藏し、名古屋眞福寺に室町時代書寫と思しき上下二卷を藏す。又無窮會には、鎌倉時代の寫本上卷を藏す。

法華經音訓　至徳三年版

等あり。これらは經文の順序によりて文字を摘出して排列せしものにして、十分に字書の體を具せずといへども、その實質に於いては字書といふべきさまのものなりとす。又承應二年出版の

天台六十卷音義(難字記ともいふ)四冊

などもあり。これは著作年代は明かにあらねど、上の著のたぐひなり。又

法華音義　書寫山快倫慶長十八年著　刊三冊

などもこの類なり。

さてかく音注音義の行はるるに及びては、それらの文字を集めて、漢和對譯の字書の如き體に編せむとするに至るは自然の勢なるべし。ここに吾人は本邦の字書の濫觴につきて觀察せむとす。

本邦にて著されたる字書の最も古きは何なるかといふ事は今日に於いて明かに知られてあらず。源順の倭名類聚鈔の序によれば、その以前にありし書にして國語を徵すべきものとして擧げたるは辨色立成、楊氏漢語抄、和名本草、日本紀私記等なり。このうち辨色立成、楊氏漢語抄の二書は今に傳はらず、僅かに倭名類聚鈔に引ける所によりてその面影を推察するに止まれり。辨色立成は十八章より成れる由かの序に載せたり。これには和名を載せたりと見ゆるが故に、本邦人の著書の如くに考へられ易けれど、藤原佐世の日本國見在書目錄の雜家部に辨色立成

一卷を載せてあり。この目録は支那の書のみを載せたものと見ゆれば、これも本邦人の著述にあらずして支那傳來のものたるべし。然るに、それに和名を載せたるは如何といふに、これはその書に本邦人が和名を注記したるものなりしならむこと、かの國寶の新譯華嚴經音義私記の如きさまのものなりしならむか。かゝる例は他にもあるなり。楊氏漢語抄は倭名類聚鈔序に「養老所傳楊說纔十部」といへるを見れば、養老年中の撰述なるものなるべし。この書はかく本邦撰述の辭書として恐らくは最古のものならむが、はやく佚して今傳らず。今楊氏漢語抄といふものあるは鎌倉時代頃の書寫なれど、倭名類聚鈔に照すに全く別の書なり。後世の撰述なるべし。この書は上述の如くなれば、部門を十に分ちて漢語をあげ、し加して之に和名を注せしものならむ。倭名類聚鈔に「楊氏漢語抄」として引けるもの、百七十條許あるが、その引ける文を見るにたとへば「暴雨」の下に

楊氏漢語抄云白雨和名无良佐女
辨色立成說同暴雨一種也

又弄丸の注の下に

楊氏漢語抄云弄鈴須々止利

とあるなどにて大略のさまを推すべし。楊氏の名は支那人めきたれど、當時かく支那人めかしたる稱をなししものありしことは吉備眞備の母の墓志に「楊貴氏」とかけるなどにて思半にすぎむ。さてこの書は上の例によりて漢語を標出してこれに和名を施したるものならむと考へらるるが、恐らくは最も古き本邦撰述の漢和字書といふべきものならむか。然れども、早く佚して今に傳らず、僅かに倭名類聚鈔に引ける所にて一斑を知るに止まるが、その逸文はその量頗る多ければ、それにより養老の頃の語彙の一端を推知するをうべし。

ここに彼の天武天皇の十一年三月に勅ありて撰せられし新字といふものあり。これは

命境部連石積等更肇傳造新字一部四十四卷

と日本紀に見ゆるものなるが、これを字書なりとする説あり。若しこれが字書なりとせば、本邦にての字書のはじめは一層古くなる次第なれど、これは容易に斷じ難き問題なり。

本邦の字書もはじめは漢字書に倣ひて編したるものなるべきが、漢字書には其

の組織より見れば、字義によりて求むるもの、字形によりて求むるもの、字音によりて求むるもの、三大別を認めうべし。その字義によりて求むるものは最も早くあらはれたり。その最古のものと目せらるる爾雅は周代に成れりと傳へられ、その亞流には後漢の劉熙の釋名、孔鮒の小爾雅、魏の張揖の廣雅をはじめ、降りては宋の陸佃の埤雅などあり。次いであらはれたるは字形によりて求むるものにして、これらは字形を標準とし、偏旁の共通せるものを一括して集め、音訓を注記したるものなれば、字書と稱せらる。この類は後漢の許慎の說文解字をはじめとし、梁の顧野王の玉篇は南北朝時代より唐代にかけて盛んに用ゐられ、宋の司馬光の類篇またこの體なり。これらはその偏旁の列ね方には規律なしなど放言する人あれど、然らず。必ず一部よりはじめ、亥部に終り、總計五百四十部、その間に造字上又は聯想上の關係に基づける一定の順序は存するなり。然れども、その順序を記憶するは容易の事にあらざりしが、明の梅膺祚の字彙に於いてそれらの部首を或は合せ或は分ち、しかもそれらを字畫の數によりて十七畫に分ちて次第してより便利のものとなり、爾來出でし正字通、康熙字典等皆この體裁を襲へり。第三の字音

によりて求むるものは最も後れてあらはれたるものにして、音韻によりて分類彙集せるが故に、之を韻書といへり。この類の書にして最も古く見ゆるものは魏の李登の聲類(十卷)、晋の呂靜の韻集(六卷)等なるが、その書佚して今に傳はらず。その後、に於いて最も名高きは隋の陸法言の切韻にして、當時に於ける諸家の韻書、古今の字書をとりて綜合整理したるものにして、その後、某氏切韻と名づくるもの十六七種にも上れるが、いづれもその勢力陸氏の著には及ばざりしもの如し。唐の孫愐がその陸氏の切韻をば當時の音に基づいて訂正増補したる切韻あり。世に之を唐韻といふ。宋に至りて陳彭年等が、それを更に改修したるものを名づけて廣韻といふ。切韻は佚して傳はらず、唐韻は近頃支那より殘闕本を出したるに止まるが、廣韻は今に傳はれり。宋にはなほ集韻、禮部韻略あり。その後に出でたる古今韻會舉要、韻府群玉、洪武正韻など皆この亞流たり。而して、わが國の古には、それらの爾雅類字書、韻書の輸入せられてありしことは日本國見在書目録を見て知らるべし。されば當時本邦に於いて字書を編せむとするものは先づそれらの書を模範とすべきは想像しうべきことなりとす。

さて現に存する本邦人撰述の字書の最も古きは弘法大師の撰したる篆隸萬象名義なり。この書は今山城梅尾高山寺に存するもの、本邦唯一の傳本にして、國寶として指定せられ現に東京帝室博物館に陳列せらる。この本は三十卷に編し、六帖に製せらる。今の傳本は、永久二年六月の寫本なるが、これが傳寫本は從來屋代弘賢の寫したるもの一部阿波國文庫に存すといふ。なほ屋代の寫したる本一部近き頃前田侯爵家に入り、内藤湖南博士また一本を寫せりと聞くのみなりしが、近頃崇文院にて之を寫眞複製し、余その事を監せり。篆隸萬象名義とは隸書即ち今いふ眞書を標出してその上に篆書の體を加へ、その下に音と義とを注したるものなるが、國語を注記することなし。この書の組織は全く玉篇に據りたるものと考へられ、その部類、その字數、その配列、又音義の注なども玉篇に基づきたるものと想像せられたるものなるが、玉篇の原本は支那には全く亡び、その零本、本邦に少しく傳へらるる所なるが、それらを取りて之に對比するに略舊説の信すべきを見る。されど、この書は單なる玉篇の抄録にあらずして、その體裁及び標出の文字は玉篇に一致すれど、玉篇以外の事を取捨加減せる點あれば、なほ獨立の撰述にして全く

玉篇の奴隸を以て見るべきものにあらず。加之現に傳はれる玉篇に誤り脱せるものたとへば、珣部の如きをこの書によりて知るを得べければ、さる方に貴重すべき書なり。

さてこの篆隸萬象名義は所謂字書なるが、ここに、それより後久しからずして所謂韻書も亦本邦人の手によりて編せられたり。そは菅原是善(元慶四年薨)の著と傳へらるる東宮切韻なり。この書は今佚して傳はらぬが、江談抄卷五に

東宮切韻者菅家主刑部尙書集十三家切韻爲一家之作者

とあれば、支那の切韻を集めて統一したるものにして、詩作の便に供したるものなるべし。この書は三代實錄には二十卷とし、通憲入道書籍目錄は十二帖、本朝書籍目錄には二十三卷と注せり。その書は佚したれど、その佚文は信瑞の浄土三部經音義(鎌倉時代)などに引く所少からざれば、略その體裁を知るをうべし。これより後にも本邦人の編になれる韻書多少存す。作文大體に倭注切韻といふあり。これも佚して傳はらぬが、その序によれば、天慶二年に成れる由なるが、恐らくは大江朝綱の著ならむ。その他平安朝の中期以後には藤原季綱の著なるべく思はるる

季綱切韻といふもの本朝書籍目録に見えたれど、それらの書今に傳はらず。

以上の如く字書、韻書の編纂は平安朝の初期に既に本邦人によりて行はれしかど、これらは國語を知らむとするを目的とするにもあらず、又國語を注記する事もなければ、吾人當面の問題とすべきにあらず。ただ本邦人にして、既にかく字書、韻書の編纂ありし以上は國語を注記する字書の起るべき素地は既に成りてありしを思はしむるなり。

篆隸萬象名義、東宮切韻に次いであらはれたるは新撰字鏡なり。この書は僧昌住が宇多天皇の寛平四年に稿を起し、醍醐天皇の昌泰年間に完成したる書にして、漢字を標出してその音義を漢文にて注したるものにして、もとより漢字書たるものなり。然れども、往々國語を萬葉假名にて注記せるによりて國語學者の貴重なる研究資料となれり。この書は主として僧徒の間に行はれ、永く俗間に知られず在りしが如し。近世に至り村田春海が京都の本屋にて抄録本一冊を得てより學者の間に喧傳せられ、苟も國語を談するものは必ず見ざるべからざる書となりぬ。かくてはじめは寫して傳へられしが、享和三年に丘岬俊平が之を出版し、後又

群書類從の中に編入したりしより容易に見るを得るに至りぬ。この本はもと十卷なりしことは序文に明かなるによりて別にその完き本のありしことは誰も想像する所なりしが、その完本は容易に知られざりき。然るに文政年中京都の鈴鹿連胤天治元年の古寫本の第二卷第四卷の二帖を得てより、十二卷の完本の世に存したるを知り、その他の卷々の所在を捜してありしが、安政三年に至りて攝津の西成郡北傳法村の岸田忠兵衛といふ人の同じ天治元年の寫本の他の十卷を藏せることを知るに至れり。この鈴鹿氏の分と岸田氏の分とは一部の書の分れたるものにて、もとは法隆寺一切經藏のものなりしことはその印にて明かなり。ここに於いて鈴鹿氏はその本を借り寫して、その所藏本の闕を補ひたりしを安政五年に江戸の黒川春村、鈴鹿氏より借りて寫し、翌年木村正辭氏亦之を寫して藏したり。これより後學者またその十二卷を寫し傳へて坐右に備ふるを得るに至れり。さてその天治書寫の原本は明治十三年に至り、京都の鈴鹿義鯨、攝津の北傳法村の井上徳右衛門二氏より帝室博物館に獻納してはじめて十二卷再び相合して一となるに至りしものにして、今現に博物館に尙藏せられてあり。この十二卷本の出で

てよりの春海の得たりし本を見れば、それは和訓の有る部分のみを抄録したるものなりといふことを知るに至れり。その由は卷一天部より卷十二臨時雜要字部に至りて凡そ一百六十篇あり。これ序に片數壹佰陸拾といへるに合するに、略本には百七篇ありて、五十三篇少し。而してその臨時雜要字部はこの書の實用上最も必要な部分なるに享和の版本には之を缺けるにてその略本なることを知るべし。しかも、その本文を對照するに異同あるにより、春海の得たる本の基は天治本とは異なる本なりしこと明かに考へらるるものにして、この天治本は又かの壺囊抄或は香藥鈔の裏書などに引ける本とは異なるものなるを知る。而してこの天治本も亦不完全なる點あれば、卷六王部に十四字とありて、十二字のみ存し、又卷十一に數字部十六字と注して、一字をも掲げざる如きこれなり。昌住の原本のままとは認め難きものなり。されど、今日に在りてはこれ以上の本を得らるべくもあらぬなり。この天治本の複寫は爾來學者往々之をつくりしが、大部のものにして容易に得らるべきものにあらざりしが、文學博士大槻文彦氏その寫眞複製を企て、帝國學士院の補助を得て、大正五年に之を完成して世に公にせられたるが、之

によりて從來の傳寫本を顧みれば、それらは皆原本の眞面目を傳へず、學術上の研究資料としてはいづれも不完全なるものなるを知るに至りぬ。余は大槻博士を助けて、その複製を監督し、なほ攷異と索引とを編纂してそれに附せり。

この書の新撰字鏡といふ題目はもと支那に字鏡といふ名の字書ありしに基づきたりと見ゆ。字鏡の名は慧琳の一切經音義に二所(卷十、什物の條、卷九十四、鉢額の條)見え、又續一切經音義の序にも見えたり。昌住或はその書に則りてこれを編せしならむ。さて本書の序を見るに、昌住ははじめ二十五卷の一切經音義(玄應撰)を見て、別に音訓を注する書を編せむと企て諸書を涉獵して寛平四年に一旦草案を畢へ、三卷となし、新撰字鏡と名づけしが、爾後なほ收集を怠らず、昌泰年中に玉篇切韻を得、又小學篇の字、本草の文などを加へて十二卷に編せし由なり。その文字の數二萬九百三十餘字、その外小學篇の文字四百餘字、連字部、重點字部の字は之に加へずといへるが、臨時雜要部の字もその數の外にあり。而してその篇目の次第は多少は聯想によりて次第したるが如く見ゆる所もあれど、確たる一定の規律ありとは見えざるものなり。

新撰字鏡に國語を注記したるものは抄録本と天治本とに於いて出入異同ありて必ずしも一致せざれど、天治本の方稍多し。その國語を注したる箇所は三千七百五十に近く、その國語の數は概算三千を超えたり。さてその資料となりたるものは如何なるものにてありしかと見るに、その序文の中に

亦於字之中或有東倭音訓是諸書私記之字也、或有西漢音訓是數疏字書之文也。これによれば、その資料とせし書に本邦の語を注記せし私記と名づけられたるもの少からざりしことを想像し得べし。而して、かの倭名類聚鈔の序にいへる辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記の如きものも或は材料として用ゐられしならむかと思はるれど、斷言し得べきにあらず。この新撰字鏡は種々の意義に於いて貴重せらるべきものなり。その一は、玉篇、切韻、小學篇などいふ支那の古字書の佚文を見るを得る點にして、二は本邦當時通用の字音の支那の原音とも異なり、今の通用音とも異なるものありしを證する點にして、三は本邦の古言を徵するを得る點なり。支那の古字書を徵するを得る點につきてはここに詳説すべき限りにあらぬが、(たとへば切韻の文字は卷中に屢、以上出自切韻とあるによりて見ることをうべき

が如し。)そのうちに辨すべき點あり。そは本書に載する小學篇といふ物のことなり。木村正辭博士は之につきて、

小學篇といふものは何時何人の撰なるか詳にしがたしといへども本書に載する所によりて考ふるにいと古きものにて皇國の造字のみを集めて訓を附したるものと見ゆ。

といへり。爾來、かくの如く信せられてありしが、和田英松氏はその小學篇といふは本邦の著にあらずして、隋書經籍志に、

小學篇一卷 晋下邳内史王義撰

とある書をさせるものとし、その書は顔氏家訓に

王義小學章

とあると同書ならむと清人謝啓昆の小學考に論せるを是認し、玄應の一切經音義に小學篇又小學章とあるも同じ書ならむといひ、なほ唐書の藝文志にはその小學篇を晋王義之の著とし、わが日本國見在書目錄にも、しか載せたるも王義の誤ならむといひ、その小學篇をば、昌住が引ける由を論せり。而してその小學篇に載する

字のうちにて明かに漢字なるものたとへば、

萋波久へ良

菂蓮乃實也

等の支那の書に存する例をあげてこれを證せり。この説動くまじく思はるるが本書の小學篇字と題する部は草木、金、鳥、魚、蟲等の篇のみにして、しかも、字の下にはただ國訓のみあげたれば、そはもと漢字書なりといふとも、その國訓は全く本邦人の加へしものたるや明かなり。思ふにこの小學篇果して支那の字書ならば、それに何人か國訓を注し加へたること辨色立成の如くなりしものをば、昌住はその國訓のみをとりて掲げしものと解すべきに似たり。然るときはこの小學篇の標出文字は異體頗る多けれど、なほ支那傳來の文字にして木村博士の説の如き本邦の造字にはあらずとすべきなり。

本書により本邦當時の字音の支那の原音と異なるものを徵證するを得る所少からざる由は上に述べたる如く序文中に「有東倭音訓」といへるにて知るべきが、その實例は

臚時究汝怡二反……倭千介反。

般古文般公戸苦固二反……倭古字反。

脆潰歲此芮二反去世伊反。

脣倭佐无反

脣惠爾反

などと注記せるものにして、本邦の習俗音をさせるものと見ゆ。かかる音注はかの新譯華嚴經音義私記にも既に

墜音豆伊反

徹音天智反

擔太牟反

憐利介反

の如く見えれば、由來久しきものにして、本邦に於ける漢字音の變遷を考ふるものにとりては貴重なる材料なりとす。然れども、これらは國語學史にとりては第二の問題といふべくして、この書の國語學者にとりて貴きはその古言を徵しうべ

き點にあり。

新撰字鏡は本來漢字書にして國語の字書として編纂したるものにあらず。然れども注せる國語の數三千を超えたれば、わが國の古語を徵する史料としてその古きとその數量との上より見て貴重すべきものといふべし。然れどもその標出せる文字の見なれず、又假名遣の上に「ウルハシ」の「ハ」を「ワ」とかけるもの等

嬋媛 美麗之貌 宇留和志

諶太和己止 (これは享和本の誤)

穆和世阿和 (これは享和本の誤)

あるを見て、本居宣長は(玉勝間十四卷)之を疑ひたれど、宇留和志といふは當時の通用語としては、この語に限りてかくいへりしものにして、その發音のままに記したるものなるべし。その故は、西大寺所藏の金光明最勝王經に施したる白墨の點は弘仁、承和の頃に遠からざるものとせられてあるに、そのうち

髮彩 千ルロシヤ

彩映 千ルロシク

などあるにて、この一語ははやくより「ウルワシ」とよまれてありきと考へらる。されば、これを以て本書を疑ふは、天曆以前には假名遣の誤れることなしといふ先入見にとらはれたる爲といふべく、又異體字の多く見ゆるは、本書が、當時の書籍より實際に歸納し得たる結果としてこれかへりて貴重すべきものにして、六朝以來異體字の盛んに行はれしことを思へば、何の疑はしき點もなきことをさとるべし。然れども本書はもとより國語を明かにせむを本來の目的とせしものにあらねば、吾人の研究に於いてはなほ傍系に屬すといふべし。然れども、その小學篇の字、本草の木草鳥の異名、臨時雜要字部の大部分はその文字に和訓を與へたるのみのものなるが故に、それらの部分は漢和字書の性質を帯びたるものにして、之は國語を專らとする辭書の要求の漸く深くなりつゝありしことを語るものと考へらる。

漢字、漢語に對して國語を注記することを主としたる書は既に述べたる如く恐らくは楊氏漢語抄をはじめとすべきならむ。倭名類聚鈔の序によれば、和名本草、日本紀私記ありて、その材料となりし由なること既にいへるが、その和名本草は延喜の御宇に大醫博士深根輔仁が勅を奉じて撰したるものにして今は本草和名と

いふ名稱にて刊行せられてあるなり。この書は藥物の書にしてそれらの漢名を標示して、その末に和名を注記せるものなり。これは種々の點より見て貴重すべきものなれど、字書といふべき性質の書にはあらず。

日本紀私記といふものは倭名類聚鈔の序にいふ所のものは同じく延喜の頃に山城權守矢田部公望の撰したる三卷の書をさすものなるが、その書ははやく佚して傳らず、ただ倭名類聚鈔又釋日本紀に引ける文を見て一斑を推すに止まるなり。然れども日本紀の私記といふものはこれに止まるにあらず。釋日本紀には弘仁私記三卷の名見え、その序文も見え、又往々古語の解釋を施したる部分も引きてあり。これは弘仁三年に多朝臣人長が進講したる時の私記なり。又養老の私記の文をも釋日本紀には引けり。それらは僅少の量に止まれど、いづれも日本紀の字又は語を摘出してよみ方、意味を注記したるものにして、それには國語につきての意見も往々見らるゝが公望私記のは特に國語の注多く見らるゝものにして、それらが倭名類聚鈔の典據の一部となりたることは當然の事なりと思はる。然りといへども、これらは日本紀の注解を目的としたるものにして本質上、字書といふべきものにあらず。

以上説く所の如くなるが故に、倭名類聚鈔を以て國語の字書の嚆矢として古來學者の重んじ來りしものなり。この書は醍醐天皇の第四皇女勤子内親王の令旨を承りて源順が撰して奉りし書なり。その成れる年月は明かならず。勤子内親王は延喜八年に内親王となり、承平六年に四品に叙せられ、天慶元年十一月(承平八年五月に改元)に薨じたるなり。この内親王の御母は源唱の女周子にして、源唱の兄至の子譽、その子順なれば、内親王と順とは君臣の關係を姑く別にして、血肉の關係につきて見れば、再從兄弟の間柄なり。書成りて上りし時、内親王御在世の事なれば、天慶元年以前の撰なることは疑ひなし。而して、その序には醍醐天皇を先帝といひ、醍醐山陵といへれば、延長八年十月以後に序せること明かなり。されば、その著手は何時か明かならねど、朱雀天皇の承平年中の著とすべきことは疑ふべからず。

この書の傳本には二十卷本と十卷本との二種あり。流布本はその二十卷本なるが、その板本には古く元和三年に那波道圓の活字版にせし本あり。慶安元年の

整版本あり。これは上の活字本によりて覆刻し一二改めたるものなり。しかも重刊の際誤れる所も亦存す。この慶安版の後更に刊行せしものに寛文丁未歲村上某の版本あり、或は又大坂澁川某の版といふものあり。いづれもその版の轉々して出版せられしものにして別の版にあらず。又慶安版の卷首の目録をけづりて覆刻せしあり。貞享五年京都の書肆村上平樂寺の版本これなり。これらは活字版本とその覆刻なる慶安本その覆刻たる貞享本として一系統の版本たり。又寛文十一年に出版せし小字の版本あり。これは版本としては別の系統たるなり。二十卷本の寫傳本にして最も古きものとして知られたるは伊勢の中西信慶の本なり。(中西信慶は元祿十二年に六十九歳にて歿したり)この本は室町初期の古寫本にして二十卷存すれど、そのうちの第三、第四、第五、第六、第七、第八の六冊は十卷本を以て補寫せるものにして、二十卷本としては、殘闕本といふべし。されど、筆蹟は一筆なれば、その頃に既に、上記の六冊は佚したりしならむ。この本は今神宮文庫に藏せらる。次は溫故堂本即ち江戸の倭學講談所の本にして、これは那波道圓の印行せし活字本の原本たるものにして、二十卷本の古寫の完全なる本はこの一種

に止まされり。この本は今何人の庫中に存せるか明かならず。以上、古寫とはいひながら、鎌倉時代以前のものにあらざるなり。然るに近き頃もと高山寺に在りし二十卷本倭名類聚鈔の古鈔零本世に出でたり。これは卷第六郷里部より卷第十居處部に至る五卷を一帖としたるものにして、原本の四分一に止まるものなれど、平安朝末期の書寫にかゝり、倭名類聚鈔の寫傳本中最も古きものなりとす。これは今保坂潤治氏の藏に歸したるが、國寶に指定せられたり。

十卷本は從來すべて書寫本にて傳はりしものなるが、箋注和名類聚鈔の諸本目錄によれば、京都の公卿の家にありしもの一種、又難波宗建卿の本と傳へし三冊本にして、上卷は山田錦所の許に、中下二卷は侍醫福井家に在りしもの一種。尾張の大須寶生院の零本一種(現に存す)。伊勢の中西信慶の家に傳へし本(上にいへる二十卷とは別に)これは第一、第二、第九、第十の四卷を缺く。この本は今神宮文庫に存す。江戸の昌平坂學問所に藏せし本、これは第七卷以下の四卷を缺く。次に幕府の醫曲直瀬氏の藏本。この本は第五卷以下を缺く。以上二種の本、原本の所在を知らねど、狩谷掖齋の傳寫せし本より第二傳の本鹿島則幸氏藏し、余又それを寫せ

り。次には下總國香取郡鐮倉村平山滿晴の藏せし本。これは五卷に併せて毎卷の目錄を去りたるものにして他本とは體裁頗る異なれど、十卷本の系統に屬することは明かなり。その毎卷に「天文丙午天」と題せるによりて天文本とも稱す。その子孫の許に存すべし。

さてその二十卷本と十卷本との差異は單に卷數の差に止まらず、内容に廣略の著しき差あるなり。即ち二十卷本に存する官職部、國郡部、歲時部、並に樂曲、湯藥、殿舎の條は十卷本に全く存せぬ所にして、その他の點についても亦部類の立て方にも差異あり。十卷本は二十四部百二十八門に分てるが、二十卷本は序文に四十部二百六十八部門とありて實際は三十二部二百四十九類になれり。その理由如何を知らず。この二十卷本と十卷本との部門の數の差異はただ部門の多少の差のみにあらずして部門の立て方の異なるによるなり。かく異同の差あるは先輩の研究したる結果によれば、十卷本は撰者の舊本にして、五卷本は十卷本を合併したるもの、而して二十卷本は後人の増加したるものなりといふ。その理由とする所を掖齋の言をかりていはゞ十卷本に存する部分は倭名の字音開合の用法嚴整な

るに、官職部、國郡部には往々後世の訛を交へ、又歲時の一部には訓注を全く缺き、樂曲、湯藥には本來倭名なく、官職、國郡、殿舎の諸名は本邦の制度なれば、訓語ありといへども漢語に對しての倭名といひ難きが故なり。又顯昭著の歌學の書、仙覺が萬葉集の注釋、卜部兼永の釋日本紀、源善成の河海抄等に本書を引けるにも、この二十卷本に存する部分には一も及ぶことなしといふにあり。即ち十卷本は原著の面目を傳へ、二十卷本は後人の増加せしものならむといふにあり。然れども掖齋は然類聚名義抄、伊呂波字類間有似據二十卷本者、又本朝書目兩本並載則二十卷本非近時之所贅附者、といへり。本朝書籍目錄は鎌倉時代の著なるがそれには

倭名類聚抄二十卷源順撰

和名 十卷

と見え、嘉禎年間に著したる信瑞の淨土三部經音義にも「倭名十六」「倭名十八」「倭名十三」と記せるは二十卷本に據れるものなることを示せり。然らば、この二十卷本も亦既に鎌倉時代以前に成りてありきとせざるべからず。而して近時出でた

る彼の高山寺本は平安朝末期の書寫と見ゆれば、源順以後何人かはやく増補せしものならむ。

以上は主として狩谷掖齋の施せる研究に據りていふ所なり。その十卷本、二十卷本の研究はなほ一層精細に研究せらるべき餘地の存するを認む。

さて本書の傳本の最も古きは上にいへる高山寺本にして、これは二十卷本の殘闕たり。次には名古屋の眞福寺寶生院の藏なる十卷本の零本なり。これは鎌倉時代の書寫にして、卷一、卷二の零簡三十三葉あり。この本は寛政十三年に稻葉通邦が摹刻したる本あり、大正十五年に古典保存會にて寫真にとりて複製したり。次には神宮文庫に藏する中西信慶の本なり。これは十卷本と二十卷本との二種をとり合せて、一部の形としたるものなり。

本書の版本は從來二十卷本のみにして十卷本は寫傳せられたるのみなりしを狩谷掖齋はその十卷本を基として、研究を重ね、考證をつくりおきしが、明治十六年に印刷局にて之を印刷し、箋注倭名類聚鈔と名づけて世に公にせり。掖齋は倭名類聚鈔の調査研究の上に、空前の大功を樹てたる人なり。その箋注本の序例は學

者の必ず一讀すべきものなり。然るに、印刷局にて出版したる本は掖齋が最も努力せし校讎と異體字辨とを省きて載せざりき。これは誠に學者の努力を無視したることにて惜むべきことなり。余は之を友に謀りて、大正七年終に謄寫版に附して世に公にすることを得たり。掖齋はなほ二十卷本の増補せられたる部分の研究を怠らずしてその考證を草せしが、その稿本世に傳はれり。そのうち時令、樂曲の部は余之を略整理して謄寫版に附せり。さて掖齋は本書の研究に偉大なる功績をあげたりといへども未だ最後の斷案に達せりといふべからず。その考證のうちにはなほ未決の問題を残し、なほ又、十卷本と二十卷本との關係などは未だ確定的の説明を見ざるなり。

この書は先づ意義によりて部類を立て、漢語を標出して、その漢語の出典を一に明示し、なほそれに對する倭名を注記したるものにして、今の語にいへば漢和辭書ともいふべきものなり。その二十卷本と十卷本との差異は單に卷數の差異に止まらず、内容に廣略の著しき差あるなり。即ち二十卷本に存する部類にして、十卷本に全く存せぬ所もあり、又部類の分け方にも差異あり。その二十卷本に存

して十卷本に無き部類にありてはその内容の十卷本に存せぬことは論をまたず。今その差異の詳細を説く違を有せず。要するに、十卷本は原本にして、それを増補改修してしかもその功を完全に畢へざる點の存するものなることは疑なし。ただその二十卷本としたるは誰にして、その本が何時生じたるかといふことに就きては學者の間に種々の意見あるべし。さりながら、後人の増修したるものにして、その増修が平安朝末期以前に行はれたるものなることは研究の結果、今日にては疑ひ無き事と信せらる。

さて、この倭名類聚鈔の體裁は何に基づきたるものかといふ問題あり。かの楊氏漢語抄は十部に分てりといふ事なるが、その詳かなることは得て知るべからず。この書は普通に字書といはれてあれど、現今の所謂辭書にあらず、又支那の字書、韻書の類とその組織を異にするものなれば、それが亞流とは目すべからず。今その體裁を按ずるに、恐らくは支那の類書の部類法を模範とせしものにあらずやと考へらる。この事はその書名に類聚といふ語を用ゐたることによりても略推察することをおうべし。然れども、今に傳はれる當時以前の類書に之と同じき部門を立

てたるを見ざれば、或はそれらを參酌して新たに定めしものならむ。今に傳はれる類書にして、當時存したるべく思はるゝもの、藝文類聚、初學記、白氏六帖事類集、略して白氏六帖といふ等の類別に比するにもとより繁閑出入の差著しといへども、全く無關係なりとは考へられざるのみならず、特に白氏六帖が、部門をわけて名づけずして、しかもおのづから天地部と名づくべき一團より始めて、草木部と名づくべき一團にて終れるところは一脈の連絡あるが如く考へしめらる。然れどももとより直ちにそれらを模倣せりとはいふを得べきにあらず。

本書がその資料とせしものは和漢の書にわたりて頗る多數にして、今一々列擧する違を有せず、又この小篇に於いてさる事をすべき必要もあらざるべきが、しかも國語學史として注目を怠るべからざる點は本書以前に類似の書無かりしか否か、又本邦の言語を如何なる書によりて徴したりしかといふことなり。それら典據としたる書の名目としては既に序文にて示せるものとして辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、倭名本草あり。又類聚國史、萬葉集、三代式等をとれる由を序にいへるが、それらの外、本文の中にて引けるものを見るに、歴史としては日本書紀、文德實

録あり、法令としては、令、令義解、格、功程式あり、和歌には新撰萬葉集あり、醫書として掌中要方、養生秘要あり、字書の類としては東宮切韻あり、又方言要目といふものあり。(これは矢島三郎が日本大學に於いて卒業論文の研究によりて明かにせるものなり)而して特に吾人の注意を惹くものは序文の中に「其餘漢語鈔不知何人撰世謂之甲書或呼爲業書」とある如く、本文の中に盛んに「漢語抄云」と題して引けるもの、又「或俗語抄」といへるものあり。それらの詳細は今日に於いて得て知るべからず。而して又その「甲書」といひ、「業書」といふ所の名目の意義すらも、既に「甲明開口哀揚之名業是服膺誦習之義俗說兩端未詳其一矣」といへる如くにして、當時に於いてその然名づくる理由さへも知られざりしもの今に及んで知り得べきものとも思はれざるなり。然れども、本書以前に既に楊氏漢語抄をはじめ同類の書が世に多く行はれてその説く所區々たりしを見るべくして、所謂「浮偽相交」る所ありしなり。かくて本書はそれら區々たりしものを統制整頓せむが爲に生じたるものと見らるるなり。

抑も本書の編纂は何を目的とせしものなるか。順の序に曰はく、

我聞思拾芥者好探義實期折桂者競採文華至于和名弃而不屑是故雖一百帙文館詞林三十卷白氏事類而徒備風月之興難決世俗之疑
といひ、而して内親王の命を記して、

汝集彼數家之善說令我臨文無所疑焉

といへるにて略之を察し得べし。されば、本居宣長は玉勝間に於いて之につきて論せるうちにも

和名抄は諸の漢籍を引出て萬の物の漢名を記せるなれば、今思ふには、漢名抄とこそ名づくべけれ。和名抄としも號たるは、漢を本とし、主とは爲て此間の名をば、末とし、傍に爲たる名にて心ゆかねども、順の自序を見るに、此書は本より漢名に就て其物のここの名を知らむ料に著せる趣なれば、然名づけたるも謂有あることなり。

といへるなり。この言の如く、これは本來國語を解説せむことを目的とせるにあらずして、個々の漢語に該當する適切なる國語を示さむことを目的とせるものなれば、漢語を主題とせるは勿論ながら、それらにつきて國語を明示せむことを主眼

としたることは、從來の多くの漢語抄が(倭名類聚鈔に謂ふ所による)が倭名を注しつゝも漢語抄といひしと大體同じ組織をとりたりと見ゆるものなるに、本書が倭名鈔と名づけられしは頗る興味深き事實にして、これは國民が國語に對しての自覺の進みたるを證するものといふべし。

倭名類聚鈔は上の如く國語を主とせるにあらねど、結局國語を明示するを最後の目的とせるものなれば、その國語の注記に多大の苦心を費ししことは、その序に明かなり。かくてこの書に傳ふる國語は國語學上甚だ重んずべきものと認められ、又、この書の成りし時代は未だ「イ」「キ」「エ」「エ」「オ」「ヲ」等の發音の區別明かなりしかば、假名遣も亦正しければ、古語を論ずるものには缺くべからざる書とせらる。

倭名類聚鈔を説けるにあたりて論及せざるべからざるは類聚名義抄なり。この書は俗説によれば、菅原是善の著といはる。若し果してその説の如くならば、倭名類聚鈔よりも古き時代の著といふべきに似たり。ここにこの書につきて一往考察すべき必要あり。

類聚名義抄は倭名類聚鈔と比するに、その性質と體裁とを異にせり。倭名鈔は

その組織を類書の式により、漢語の説明を加へて倭名を注記せるがその倭名はすべて萬葉假名を用ゐたり。名義抄はその名義といふ語をは、空海の篆隸萬象名義にとりたるものならむとも思はるるが、それはその萬象名義の如く漢字を以て標出したる字書の體を具へて倭名鈔とは著しく性質を異にし、又國語を注記するには大抵片假名を用ゐたればその體も亦頗る異なるものなり。

さて倭名類聚鈔は上述の如く國語を注記するに萬葉假名を用ゐしが、その頃には一方に於いて草假名、片假名の發生既に略成熟せし頃なれば、かの古今和歌集の如く、歌集の假名書なるあり、又土佐日記、及び大井川行幸和歌の如く、國文を假名書にせるあり。かくの如くにして、和歌、國文の上に假名書の文章勃興して所謂中世文藝の盛時を現出したり。

かくの如き時代に在りては、かの漢文に對して施す訓讀の如きも、訓點の外に假名を添ふることとなり、又漢和對譯の字書の如きも國語を注するに假名を用ゐるに至るは自然の勢なるが、かく假名を用ゐて國語を注するは一はその簡便なるに基づくべく一は之により國語を明確に示すを得るが爲にもよる事ならむ。かく

國語を假名にて注せる字書にして現存のものとして、最も古く考へらるるものは今いはむとする類聚名義抄の類なりとす。

類聚名義抄は近世に傳はれるもの、東寺觀智院本、西念寺本、蓮成院本、高山寺本の四種の名を傳ふ。これらは伴信友がその原本若くは寫本を其の研究に使用せしものなれば、すべて今の世に存すべしと想像せらるれども、今吾人の見るを得るは觀智院本及び高山寺本、西念寺本の三種にすぎず。しかもその高山寺本はその睿本の信友の影寫本を見るに止まり、その原本の所在はた存否をも知るを得ざるものなり。西念寺本も亦原本の所在を知らずして、その傳寫本を知るのみ。この故にここには觀智院本を主とし、傍高山寺本、西念寺本につきて述ぶべし。

觀智院本は、全部を佛法僧の三帙に分ち、其の佛を上、中、下の本末、法を上、中、下、僧を上、中、下とし別に篇目一卷を添へたればすべて十一卷あるものなるが、傳寫本には篇目を佛上の首に加へて一冊とし、十冊にせるものあり。この書の篇目はたとへばその佛上の卷を

入 彳 行 走 久 仁 匕 走 夂 一 十 身

の如きさまに次第したるものにして、その次第は説文、玉篇によれるものにあらず、かくの如き排列を爲せる前蹤は果してありや否やを未だ知らず。然るに篇目のはじめに叙ありて次の如くにいへり。

凡此書者爲愚癡者任意抄也、不可爲證矣、立篇者源依玉篇於次第、取相似者置隣也、於字數少者集爲雜部、依類者決也、篇中聚字者私所爲也、印字雖存、入部難求、入部失字、雖在、手部依難知爲大部等也、自餘字准可知之

而して最後に雜部といふを設けて、上の分類に入らぬものを雜載せり。今この叙によれば、恐らくはこれらはこの編者自家の案によるものと思はれたり。

本書は漢字を字形の扁旁によりて分類彙集し、之を上、下の如き篇目によりて次第したる字書なるが、その各篇の内部に於ける文字の排列には標準を立て、次第を正したりとは見えぬ。さて各の字は楷書の體を以て標出し、これに音訓を加へたるものなるが、その音は漢字を用る、反切を以て示したると假名にて示せるとあり。その訓は漢字を以てせるもまま見ゆれど、主として片假名を以て注記せり。而して新撰字鏡の如く漢字を以て義を注することなく、倭名鈔の如く漢語の出典を記

すこともなければそれらよりは遙かに多く日本化したるものといふべく、その體裁は明かに漢和對照の字書と名づくべきものなり。その音の假名にて示せるものには朱にて記したると墨にて記したるとありて、朱にて記したるは正音にして、墨にて記したるは和音なりといへり。又その訓には假名の傍に朱にて點をうちて、清濁及び平上去の三聲を分ち示したるあり。而してその朱點あるものはいづれも證據あり、師說あるものにして、點なきものは雜々の書より見得するに隨ひて注せりといへり。

以上は觀智院本の概略なるが、この本の書寫年代を見るに、その卷十の末に奥書あり。曰く

書本云

仁治二年辛丑九月六日於賀茂（賀茂）庵室交點畢凡此書者以作者自筆草本書寫之間文

字前後或重々定有紕繆歟尋清書之證本追必可交合之

釋子慈念生廿六歲云々

本云

建長參年八月六日亥尅於洛陽城鷹司之邊一筆書寫之畢願以此結緣世々開惠

眼生々得惣持必證大菩提矣

執筆沙彌顯慶春秋廿三歲

これによれば編者の自筆の草本といふものありしを仁治三年に慈念といふ僧の寫しおけるを後建長三年に顯慶といへる僧の更に轉寫したるものをば、後また何人かが之を複寫したるものと思はる。さればこの本は建長三年の顯慶の書寫の本にあらずしてその複寫たることは明かなり。然るに、この書を世に紹介したる伴信友が自己の複寫本の叙に

即建長三年釋顯慶書所書寫

といひたるは如何なる理由なるか、了解に苦しむ所なりとす。而して見在の觀智院本にはこの建長三年の顯慶の奥書の肩にかける「本云」の二字無く、信友の文化十年に書寫したる本にも無くて、文化七年の信友の複寫本その他の寫本に此の二字存す。かく「本云」の二字の存するは疑ふべきが如くなるが、今現存の原本を熟視すれば「建長參年」の肩に當る所、縦六七分横四五分許の部分紙うすく面荒れ汚れてありて何人かゞその所を擦り又は削り去りたる痕跡歴然たり。されば、ここに元來「本云」の二字ありしならむが、文化七年に信友が書寫せし後に、何人かがさかしらにその二字を消し去りしならむといふ岡田希雄氏の說當を得たりと思はる。と

にかくに、この本は顯慶書寫の本にあらずして、それを更に寫したる本、又はそれより再び轉寫せし本ならむが、いかに古くとも顯慶本の複寫たることは疑ふべからず。さればこの本は岡田氏の説の如く一先づ

原本作者自筆草本仁治二年書寫 ↓ 慈念本建長三年書寫 ↓ 顯慶本建長三年書寫 ↓ 觀智院本

と見なしおくべきものなりとす。かくてこの觀智院本の實物につきて見るに、鎌倉中期頃の本と見るべきものたることは論なきことなれば、建長本の複寫なりといふとも、あまり下れる時代のものにはあらざるべきなり。この本は今、國寶となり、貴重圖書複製會に於いて、寫真にとりて複製せり。

さて岡田希雄氏は他の二傳本、西念寺本及び蓮成院本が、この觀智院本より後のものなるべきことを伴信友の記述等により推論せり。この推論は或は當を得たるならむか。西念寺本はその原本の所在を知らず。この本には今見る所の寫傳本が故生田耕一氏の藏に存せしを傳寫したるものを見るに、奥に

右十一冊之内七八九十之四冊歡喜菴御老師高田家中某令寫之者也

右十一冊之内一二三四五六十一之七冊西念寺現住慧察諸方之學友之乞受力

傳寫之者也

校合

慧察

とあり。而して、その書寫の際に加へたるものと思はるゝ扉には表面に

明和四亥極月廿三日(右側)

類聚名義抄(中央)

と記し、その裏面に

此書全部十一冊者菅原是善郷(相承)之父作而我朝之古書也最大切應所持全篇松之文蔚少年之寫本予傳寫之爲因西念寺寶藏之常住物者也

とあり。而してその書寫は明和四年のものと思はれたり。かくて、その内容を檢するに首尾共に内題無くして殘闕本たることを示せり。而して別に原本の表紙たりしもの寫とおぼしきもの一葉を上の扉の上に加ふ。それには左側に

三寶類聚名義抄佛上

と記して右側上部に「意」と記せり。これは恐らくは原本の所藏者の書庫の整理上の記號ならむ。かくこの現存本を觀智院本に比較するに、先づ篇目なく、本文の初

の前に一葉の紙を加へ、その表面に七行の文ありて、先づ

凡例

と題して、次四行にわたりて、本書の中の略字、異體の假名の説明と聲點の例(入聲則無有と注して之を缺く)を示し、次に二行にわたりて、

一人二才三走四七五麦六走七一八一九十身十一耳十二女

と書けり。これはこの「佛上」の卷の篇目を示せるなり。而して之を觀智院本の篇に比ぶるに、それは佛上の篇目は「人」より「身」に及ぶものにして、「耳十一」「女十二」は佛中の卷の初に存するなり。又高山寺本にありては、「人」より「十一耳」までは法佛人篇第一にありて、「十二女」は報佛女篇第二の初に存するものなり。かくの如くにして三本共に、その編次を少しく異にせるが、内容を見れば、この本は人部の初を缺き「循」字よりはじまり、女部は「媛」字までにして末を缺けるなり。かくの如くなれば、これは殘缺本たること著し。然るに、その奥書には上述の如く十一冊の完本たることを示せり。然らば、今の本は如何に解釋すべきなるか、將た又、今の本を基とせば、この奥書は如何に解釋せらるべきか。信友が校本として用ゐたる本も同じ

きものにして他に完全なる本ありしにあらざるなり。この故に、上の奥書は頗る疑ふべき點あるものにして、或はこれは觀智院本を書寫したることをいへるにあらざるかとも思はるれど、今之を明かにする途なし。さてその西念寺は岡田希雄氏が苦心調査の結果、越後國中頸城郡柿崎村なる眞宗大谷派の末寺たることを明かにし、なほそれを書寫せしめし歡喜庵老師といふ老僧なること、及び四冊は高田藩士に囑後國高田の淨興寺を再興せし秀啓といふ老僧なること、及び四冊は高田藩士に囑し、七冊は西念寺の現住慧察がその友人に囑して書寫せしめたることを知り、その書が明治二十三年頃本山よりの使僧に貸したるままになれりといふことを知るに至れり。(藝文、大正十二年九月十月號)されど、今はその所在を知らざるなり。蓮成院本は殘缺三冊の本といふ。これはその一冊に三寶名義抄と題し、その卷首に蓮成院と記せるによりてかく名づくといふ。その蓮成院は興福寺の子院の名なるべしと信友いへり。この本は今ただ纔にその雜部の一冊のしかも新しき寫傳本の京都帝國大學の藏に存するを見るのみ。その本の事は岡田氏が藝文(昭和四年六七八九十月號)に詳説せり。

さて、上の蓮成院本も西念寺本も殘缺に止まり、書寫も新しくして信憑すべき價値に乏しく之を觀智院本の十一冊完備するに比すべくもあらざるなり。然るに、その觀智院本は完本なりといへども誤寫多くして、信賴の程度頗る低きものなることは余が自ら校訂して經驗せる所なるが、この本の誤りを知らむには高山寺本を對照せざるべからざるなり。

高山寺本は三寶類字集といふ名を有するものにして、その本を弘化二年に伴信友がその子信近に寫さしめしもの卷上一二の二冊京都帝國大學に藏す。この本は寛政四年に柴野栗山等が幕府の命を奉じて古社寺の寶物を調査せし時、高山寺にて閱せし本のうちに

三寶類字集一部六帖

と記したる本の殘闕なりと考へらるゝが、その原本は今全く寺中に存せずして所在を知らず。はじめ信友は本書の藏書目録を見て、寺僧に問ひしに逸して存せずときき、いたく歎きしが、觀智院本を寫したる後三十三年にしてはじめて見るを得たりといふことその寫本の末に載せたる叙文中にいへり。

この書寫本は叙に臨寫とあれば、影寫にあらざるべけれど、その寫し方精細にして、かの觀智院本に比して考ふるに、恐らくは原本の姿を忠實に傳へしものなるべく、その朱點は信友自ら寫したりといへり。而してこれはもと一帖なりしを書寫の便宜上二冊に分ちたる由なり。この本は序又凡例の如きものを載せずして卷首に

三寶類字集卷上

と題し、そのうちを更に一二と分ちたるが、その卷上一には

佛寶類字集卷上一

とし、卷上二には同じ趣にして「卷上二」とせり。而してこれその六帖中の第一帖と思しければ、原本は佛法僧の三部に次第して、

佛寶類字集卷上下

法寶類字集卷上下

僧寶類字集卷上下

の六帖たりしものと見ゆ。さて又その佛寶類字集卷上の總目を卷首に載せたる

が、それによれば、卷上をば更に

法佛人篇第一

報佛女篇第二

應佛肉篇第三

化佛木篇第四

の四篇に分ちたり。この第二字の「佛」は卷上の通字にしてその法報應化の四字は佛部の篇目を區分する爲に、佛字に熟する字をとりて加へたるものにして、佛字の下の人女肉木はその各部に於ける第一の篇目をとりて示せるものなるが、卷上はすべて四十篇「人」よりはじめて「黒」に至ること、及びその内の篇目の順序は觀智院本におなじ。(但し觀智院本には多少の誤寫あり、高山寺本にて正すべし。)而して觀智院本には佛部を上中及下の本末の四卷に分てるが故に本書と似てはあれど、各卷に收めたる篇目の數は多少の異同ありて必ずしも一致せず。而して各篇の内部に於ける文字の順序及び音訓の注し方にも往々異なるものあり。かくの如く、書名及び篇次、内容の上にも稍異なる所あれど、二書同一の源より出でしことは疑

ふべからず。而して二書同一の源より出でしものとせば、その間に如何なる關係あるかといふことも考ふべき問題なるが、余は先づ、その内容の説明の上にその差異の存する點より説かむと欲す。

先づ觀智院本を校訂せる際に、

倚 ヒ、ム

の訓を見たり。その何の故なるかを知らず。かくて余は又

冊二人 ヒソフタリ

とあるによりて「ヒ」は「フ」異體の假名「ヨ」に同じの誤寫なるを推定して「ヒ、ム」は「フ、ム」「ヒソ」は「フソ」なるべしと推定せしが、後高山寺本を見れば明かに「フ、ム」とかけり。かくの如く「フ」といふ古體の假名を「ヒ」又は「ヲ」とかけること觀智院本に甚だ多し。又高山寺本に「オ」とかける假名をば觀智院本には多くは「ヲ」と改めたり。かゝる事は其の書寫の時代に適應したる書き方をとれりといふべきが、ここに觀智院本に重大なる過誤あり。

偲 フ、

とかけることこれなり。余は「愚」に「マ」の訓ある理由又その「マ」とは何の義を告ぐるかを知らむと欲して百方苦心せしかど、終に好結果を得ず。空しく浩歎せしが、高山寺本には

愚 七材反才

とあり。即これ「才」といふ漢字にて「サイ」といふ音を注せしものなること著し。然るに、觀智院本は片假名の「オ」を「マ」に改めたる際にこの「才」字の漢字なるを知らず片假名の「オ」と誤り認めて「マ」とせしものなること知られたり。かくの如きは最も極端なる例なるが、なほ他の例を少しくいはば、高山寺本に

「邊」の下に「イ、ト、マ、ア、ク」

とあり。これは「イトマ」といふ訓と「イトマアク」といふ訓を並べかき、その「イトマ」の三字を再び書くべきを略して「\、\、\」とせること明かなり。然るを觀智院本には

邊 一皇ミヤクイトマ

の如くかけり。而してその傍に「重點上ニツ、ケタリ」とかけるは、原本を複寫せる時にこの重點を誤りて上につづけ書けりといふなるべきが、そをはじめて誤寫せ

し人はなほ意義をなししものならむに二三の傳寫を経ては「\、\、\アク」が「ミヤク」の如くよまらることとなり、その本注はもとより旁書までも意を爲さざるに至れるなり。(岡田希雄氏は二本を對照して示しながら「ミヤク」を不可解なりといはれたれど、上の如く不可解にあらず)又「ク」を「イ」に誤れるもの多く、それが「衡」が「イヒキ」(クビキ)「噬嗑」が「イヒアフ」(クヒアフ)となり、「カヤクキ」といふ鳥の名が「カヤイキ」となるが如きあり。これらの事一一例をあぐるに堪へず。要するに、觀智院本の誤字は高山寺本によりてはじめて明かにせらるる所甚だ多しとす。惟ふに觀智院本のもとたる原本よりしてかかる誤あるべくもあらねば、その誤は建長本の書寫の時か若くは建長本より今の本に複寫する際の誤なるべきなり。

さて高山寺本にも亦誤寫なきにあらず。これらの誤はかつて岡田希雄氏の指摘せる所なるが、その誤は單に筆寫の誤にあらずして多くは文字の位置の變動より起れるものと見えたり。たとへば十部「去」の下にあるべき「去來」の文字が、二行(十字分)隔て突「兀」としてあらはれ、「在」の下にあるべき「自在」が「去來」を隔てて存し、「平在」がそれより三行(十七字分)を隔ててあらはれ、しかも「平」一となりてあるなど頗

る亂れてあるなり。又「耳の下」「壻」の次にあるべき「屬耳」が四行(十九字分)を隔てて
かかれ、又女部にては「女」の次の熟字は「婦」とありて「オ小与メ」と訓し、「女」の熟字と見
ゆる「少女」以下「女人」「潛女」「遊行女兒」「醜」「織女」「天探女」「歌女」は約七枚の後に置かれ
てあり。而してその「婦」は一行を隔てたる「姒」の下にあるべきものなり。又一部
に「五」の次「一者」の次に「向一」とあるは「向上」なること明かにして次の「上」字の下にある
べきことは勿論なり。人部「人」の多くの熟字の次に「仿一」とあるは「仿佛」にして「佛」字
の下にあるべきものなり。これらの事は如何に解釋すべきか。愚按するに、この
高山寺本も亦ある本の傳寫本にして、その原本と一行の字詰を異にして寫したり
しか、若くは原本の甚だ亂雜なりしを整理しつつつしたる際に、錯誤を來したり
しものなるべくして、これを以て觀智院本の草本たりし證とする岡田氏の説には
賛成しかぬるなり。

岡田氏は高山寺本先づ成り、觀智院本後に成りし證として、上の如き點の外觀智
院本に訓の多き點をあげられたり。この點はしか考へらるべき可能性を有す。
然れども、高山寺本に略頌ありて觀智院本にその略頌を略したりとし著者が後に

至りて必要を認めざるに至りしが爲に省きたるならむといはれしは事實と反す
觀智院本にはその略頌をば毎卷目錄の次に載せてあるを以て略せりとはいふべ
からざるなり。もとより「爲頌」とかけるは佛上、「爲頌曰」とかけるは法上の二卷に止
まれりといへども、その目錄の次の紙にかけるはまさしくその頌にしてすべてそ
の四聲清濁を點にて示し、その音を假名にて示せるは頌としての唱へ方を教ふる
ものたるは明かなり。

要するに、三寶類字集と類聚名義抄との關係は現今までの研究資料にては同一
源より出でたるものといふに止まりてそれ以上の説を立つるを得ざるなり。た
だ、觀智院本はよからぬ寫本にして、三寶類字集によりて是正すべき所極めて大な
りといふにて止まむ。しかもその三寶類字集が零本なることは惜みてもあまり
ありとす。

本書の著者は誰なるか。俗にこれを菅原是善卿の著なりといふ。その據とす
る所は蓋し上にいへる西念寺本の記載ならむか。伴信友はこれを信じて是善卿
の撰と認めたり。然れどもかの書の記載は明和四年の記載と思ほしく、しかも、如

何にも學才の劣れるものゝ録する所と見ゆれば、この所傳は何等信憑すべき價値ありとも認められざれば、今は之は度外に置いて可なりとす。かくて、その菅原是善卿の撰なりといふことは根據なきことなるのみならず、倭名鈔、新撰字鏡の以前の時代にかゝる假名書の字書の出づべき道理なきを以てその説信をおき難し。本書は、もと多く世に知られざりしが、伴信友が文化七年に觀智院本を寫し、文政三年にその校本を成ししより頓に學界に知らるるに至れるものなるが、その以前は専ら僧徒に用ゐられしが如し。鎌倉時代に成れる塵袋及び室町時代に成れる塩囊抄等皆之を引けり。それらには三寶字類抄、又は三寶名義抄といふ名にて引かれたり。又仙覺が萬葉集注釋卷七「阿倍橋」の注の裏書に「私云類聚名義抄云々」といひて、觀智院本の佛下本四十七張左の「橙」の條の全文をひけること現本と一致す。されば、この本の書寫せられたる頃は佛者の間に熟知せられ、また利用せられしものなるべし。

この故に本書の成れるは、鎌倉時代初期か若くはその前に存すべきものなるが、その古さは何時頃まで遡りうべきかを考へみむ。本書には倭名鈔を材料とせり

と見ゆる所少からず。たとへば「弦ユミハリ」及び「長庚ユフツ」の下に各

景宿類

とし「白電シラハラ」の下に

疾病類

とし「紙錢カミセニカタ」は倭名鈔と同じくして、その下に

祭祀具

とし「鍮ナラシ」の下に

鍛冶具

とし「反轉クルヘキ」の下に

蠶絲具

とし「衛矛カクソクマツ、ラ」も倭名鈔と同じくして、その下に

木類

とし「商陸イラスキ」「防風ハハスカナ」「酸醬、ツキ」「敗醬チメクサ」「續斷オニノヤカエ」の各の下に

草類

とし、「水雲モツク」の下に

藻類

とせるはいづれも倭名鈔と一致せる所なり。又「鏡子」此間云「ツイシ」とあるは倭名鈔の「鏡子」の注に

此間音都以之

とあるにより「意鏡」此間云「セニウチ」とあるも同様に倭名鈔の文をとりたること著し。又上に「薑」に「クレノハシカミ」と訓ありて、その下に「生一和名同上」とあるは倭名鈔をさせること著し。又「薑子」和「ミノ」とあるも倭名鈔をさせること著し。されど「單皮」の下に「履類(倭名鈔履鞮類)とかき胡黎キエムハ」の下に「蟲豸類(倭名鈔蟲豸部)とかけるなどは倭名鈔と同じ語を用ゐず、又「鈴」の下に「僧房具」とかける如く全く倭名鈔に載せぬをもあげ(僧房具部門は倭名鈔にあれど「鈴」はあげず)たるあれど、大體に於いて倭名鈔の影響の存することは否定すべからず。かくて又本書に用ゐたる假名の體を見るに古體のもの少からず。その著しきものをあげれば、

于(ウ) 一(キ) 凡(ス) 三(ツ) 小(ホ) ア(マ) ア(ミ)

与(ヨ) 示(ワ)

の如くなるが、そのうち「凡」を用ゐたるは比較的、新しく後一條天皇の御宇頃の物より見ゆればこの書もその頃より後なるべく思はる。又訓に

曷イトコカ(二) 盍イトコソ(九)

とあり。この「イトコ」といふ語は「イツコ」の轉化せる語にして古きものにては承徳(堀河)の將門記の訓、又伊呂波字類抄に見えたるのみなれば、本書の成れるもその頃よりさまで古からざる時代大凡院政時代の初頃ならむか。小山田與清は本書につきて、その體裁延喜以前の書とは見え、然れども堀河、鳥羽の御代より下れるものにはあらずといへるは當を得たる意見なり。又作者は之を誰と推定することは不可能なるべしと思はるゝが、岡田希雄氏は内容より推して眞言宗の僧侶の手に成れるならむといふ。蓋し或は然らむ。

終りに類聚名義抄の國語學上の價值をなほ少しくいはむに、この書は上述の如く、吳音、和音と標して當時通用の字音を記せること少からざるは注目すべきこと

なり。又往々「東人云」と注して東國の方言をあげ

號 エスヨハフ

東人云ワラフ

莨 ニコタ

東人云カノニケ

又鄙語と注して俗語をあげたる所など

孫 鄙語ヒコ

あり。又單語の音調を朱にて注記せるなど、國語史料としては種々の方面より觀察せらるべき價値を有するものなるが、他面古語を研究するものにとりては一層多くの資料を供給すと認めらる。按ふにこの書にあげたる訓は頗る多くして、しかも國典、漢籍、佛書にわたりて、ひろくそれらの訓讀に用ゐたる語を集めたりと見ゆる點ありて古語の研究には非常なる利益を與ふる書なりとす。ただ惜むべきは觀智院本が誤多くして之を正すに足るべき高山寺本の殘闕なることなり。されど、これらはその正しき類例より推して略その誤を正しうべからむと思はる。

第五章 歌學の興起と國語字書の出現

既にいへる如くわが國にての字書は漢和對譯の字書をはじめとするものなるが、これは、わが國語意識が漢語、漢文に對して著しく反省せられたる結果生じたることの一徵證といふべきものなり。而してその字書もはじめは漢語鈔と稱せしが、國語に對する自識の發展はその類を倭名鈔とよぶべく導けることとなり、ここに國語を中心として考ふることを示したり。されど、事實はなほ漢語、漢文を目標とせしものにして未だ全く國語本位になれりといふべからず。國語を本位として漢語、漢字を從としたる字書の發生は倭名類聚鈔の編纂より二百餘年を経たる後をはじめてこれを認めうるに至れり。今その間の事實を觀察して、かくの如き事情を誘起せし所以を一瞥せむ。

我々の祖先が國語に對して反省自覺をなしはじめし機縁が漢語、漢文に觸接せしことにありしならむが、一旦自覺を起したる以上、決してそれらの漢語、漢文の拘束を受くものにはあらず。かくて我が國の特有の文字としての假名の生じたる

も亦この自覺の一の現はれなりと考へらる。而してこの假名が自由に驅使せらるゝにつれて平安朝時代の末頃より和歌は大に勢力を得て流行を見るに及びしが、その和歌の流行は終に歌學の興隆を導くに至りぬ。

この歌學は最初如何にして形づくられたるかといふに、その源は支那の詩論の模倣に在りしことは殆ど疑ふべからず。本邦の歌學の書として古きものは所謂四家式なり。四家式とは八雲御抄に載せられたるものにして、又和歌四式とも稱す。そは

歌經標式 參議濱成奉勅(一名濱成式)

喜撰作式 喜撰奉勅

孫姬式 有序

石見女式 是安陪清行式 同物歟

の四書をさせるものなるが、或はこの四書は全く後人の僞託に出でたりといひ、或は、原本は佚し、今の本は後人の僞作なりなど諸説紛々たれど、平安朝末に勃興せる歌學書にその文を引用せる所少からねば、その以前よりこの名を有する書の存せ

しことは疑ふべからず。今若し、これらを僞作なりとせば、それらの歌學書を僞作する必要ありし事情と、それらを僞作すべく要求せし時代と、それらを僞作すべき必要に迫られし人とを具へざるべからざる道理なり。然るに、その書の著作せられし時代に於いて未ださの如く僞作の書を以て争ふべきほどの激しき論争のありしを聞かざるなり。惟ふに濱成は光仁の御宇の人なり。されば奈良朝時代の末に和歌の流行につれてかかる和歌式の起りしも偶然にあらずといふべし。しかもその論ずる所は單に支那の詩論の書に倣へるに止まるものにして、眞に和歌に適切なりとは考へられざる所なり。當時支那には既に鍾嶸の詩品以下多くの詩論の書の成れるあり、又本邦にも渡來せしこと殆ど疑ふべからざれば、之に倣ひて本邦にも歌の經典をつくらむとするは自然の事にして漫に僞作論を以て臨むべきにあらず。他の三家式は平安朝初期に出でたるものにして歌經標式と大同小異のものにしていづれも僞作とはいふべきにあらざるべしといへども、これらも亦直譯説といふべくして本邦の歌に切實なる論を興へたりと見るべき點は殆どなきなり。即ちこの頃の歌學書は、和歌界の必要より生じたるものにあらずし

て、いはば一種の裝飾品たるに止まれるなり。

かくの如くはじめは支那詩學の直譯たりといふべき觀ありし歌學も、後には和歌の實地に即したる説を生じて、平安朝末期には著しき發展をなしぬ。そのかくの如く歌學の興隆を導くに至りし事情を考ふるに、先づ和歌の流行につれて自然に巧拙優劣の批判を加ふることの行はるべきは理の觀易き所なるが、その批判ははじめは人々の思ひ付き次第にて自由に施ししものならむ。されど、かくてはその論者の主觀によりて如何様にもなりうべきのみならず、各人その特異の意見を主張して、枉げざらむには之を調和し、それらの一致點を見出すこと能はざるに至り、ここにその批判その意見の間に更に亦優劣の批判を加ふるを要することとなるべきが、その批判は再び同様に無標準の弊の結果を生ずるに至らむ。ことにこの頃盛んに行はれし歌合に於いてはその論争一層甚しかりしものなれば、それらに對して不偏不黨の斷案を下すべき一定の標準を求むるに至るは實に自然の數なりといふべし。而して歌學はかかる事情の下にかかる要求の下にあらはれたるものならむ。今、實際の事實につきて顧みるに、わが國にては宇多天皇の頃よ

り歌合といふこと漸く行はれ、延喜、天曆の頃より益々盛んに流行するに至りしかば、歌學も亦自然に本邦の和歌の實際に觸れたるものを要求し、ここに天慶八年には壬生忠岑の和歌十體あらはれ、一條天皇の御世には藤原公任の新撰髓腦、和歌九品などを出すに至りぬ。これらの著は頗る簡單なるものながら、時の巨匠の言として重きを當時になしたりしなり。和歌十體の忠岑の序には紀貫之を先師といひ、又別に貫之をさして紀師匠といへることも見えたれば、これらの歌學は紀貫之よりはじまりたりとすべきか如何。この事は容易に斷じ難き所なるが、その頃よりして追々に本邦の特有の歌學の書のあらはれたるを見る。これらの書はいづれも簡單なるものなれど、和歌の實地に立脚したるものにして、もはや支那の詩論の直譯又は模倣にあらざるものとなりぬ。公任の前後よりして歌學の書は續出したり。八雲御抄等によれば、道濟の和歌十體、能因の歌枕、神祇伯康資王母の伯母口傳、隆源口傳などあらはれ、平安朝末期の所謂歌學の勃興せる時代には藤原仲實の綺語抄、藤原範兼の和歌童蒙抄、源俊賴の無名抄、藤原清輔の和歌初學抄、袋草子、奥儀抄、顯昭の袖中抄、僧上覺の和歌色葉集等を生ずるに至りぬ。

さてかくの如く歌學の流行するにつれて、古歌の研究も亦盛んになりぬ。抑も古歌の研究はかの天曆の御宇に梨壺に和歌所を置かれて萬葉集の訓點を施さしめられし事實に徴しても古くより行はれし所なるを見るが、和歌の流行し、歌合などの盛んに行はるるにつれて、その批判の際に、古來の例證をあぐるが爲のみにても古歌を研究する必要生じたるべきが、そのみならず、和歌道の修養即ち己が詩境を開拓し、詩囊を肥すが爲にも亦古歌の研究を必要とせしものならむ。さてなほその上にかの歌學の上に於いても最後の證據は古歌に之を求むべきことが、時世の風潮たりしが故に、これらも亦古歌の研究に主力を注ぐに至り、平安朝末期の歌學書は、その大部分を古歌の研究に委ね、甚しきは綺語抄、童蒙抄の如く、殆どその全卷をば古歌の解釋に費せるものあり。

古歌の研究はかくの如くにして平安朝末期に歌學と共に興隆したるが、當時はその古歌とは時代隔りて言語の形體又は意義に變遷を來し、當時の言語を以てしては、了會し得ざりしこと少からざりしが爲か、それら古歌に對しての理解を得むことを第一とせしもの如く、その古歌の研究といふものは、古歌の類聚の如きもの

も多少は行はれしかど、その主とする所は古歌の難義を解釋するにありしものと見えたり。かくてその研究は終に轉じて古語の解義を主とするに至りぬ。即ちその綺語抄、和歌童蒙抄、奥儀抄、袖中抄の如きは歌學の書として著され、當時歌學にたづさはる者の至寶とせしものなるが、吾人の目にはいづれも古語の解義を下しし書として見らるべきものにして、當時の學者の國語に對する知識の程度、又國語を研究するに如何なる主義、原理を立てて臨みしかを知る資料として見るべきものなり。

當時の所謂歌學書の多くが古語、難語の解釋に最も多く力を致ししにつき、それらの方法を見るに、自ら三様の方法行はれたり。一は藤原教長の古今集注、顯昭の古今集、拾遺抄、散木集等の注の如くその歌をば原書の順によりて掲げその中の語を解釋しつゝ進む方式をとれるものなり。二は源俊賴の口傳、藤原清輔の奥儀抄、顯昭の袖中抄の如く、大體を先づ歌集によりて部門を立て、その各歌集の中に於いて難解と認めらるる語を標出してそれらにつきての解釋を施す方式をとれるものなり。三は藤原仲實の綺語抄、藤原範兼の和歌童蒙抄の如くその言語をば基と

して部類分をなしてその部類の内に於いて萬葉集以下の歌集中より語をとり出して標としそれに解釋を施す方式をとれるものなり。第二の方式は第一の方式よりは稍自由になれりといふべきものなれど、なほ二者を通じて歌その者に基きての注釋と目すべきものにして、言語を主題としての研究とは認め難きものなり。然れども、第三の方式に至りてはもはや、言語を主題としての解釋と目すべきものにして、ここに歌學の研究より一步外に出で、國語そのものの研究に移らむとする状態を呈せりといふべし。ここに第三の方式をとれる書につきて一往觀察すべき必要を認む。

綺語抄は三卷あり。藤原仲實の著なり。その著作年代は詳かならねど、仲實は保安二年に歿したる人なれば、源俊賴などと略同時代の人なりとす。この書は全部を語の研究にあてたるものにして他の事項は一も存せず。さてその部類を

- 天象部
 - 時節部
 - 坤儀部
 - 水部
 - 海部
 - 神仙部
 - 人倫部
 - 官位部
 - 人行部
 - 言詞部
 - 居處部
 - 舟車部
 - 珍寶部
 - 布帛部
- (上)

動物部 植物部

(下)

の十七部に分ち、各部に屬する語のうち難解のものをば標出して萬葉集を主とし、その他古今集、後撰集又種々の歌集等より例證を引きて簡單に説明したるものなるが、一種の辭書と目し得べきものなり。

和歌童蒙抄は十卷ありてこれも著作年代明かならねど、著者範兼は二條天皇の永萬元年に壽五十九にて歿したる人なれば、仲實、俊賴などよりは稍後れたる時代の人なりとす。童蒙抄はその卷十が歌體、歌病等の論にして、前九卷が語の研究にあてられたるものなり。而してその部門を

- 天部(一)
- 時節(二)
- 地部(三)
- 人部
- 人體部(四)
- 居處部
- 寶貨部
- 文部
- 武部
- 伎藝部
- 飲食部(五)
- 音樂部
- 漁獵部
- 服飾部
- 資用部
- 佛神部(六)

草部 木部(七)

鳥部(八)

獸部 魚貝部 蟲部(九)

の二十二部に分ち、各部門を更に細目に分てり。その細目はたとへば天部には
天 日 月 秋月 冬月 風 雲 雨 春雨 五月雨 霞 露 霧 霜 雪 霰
の各項に分ち、又「時節」を春夏秋冬に分ち、その春をば更に

早春 七日 在若菜 白馬 子日 卯杖 三月三日 雜春 三月盡

に分つが如きこれなり。この書にありてはその語は主として萬葉集より摘出せ
るものなれば、一面よりいへば萬葉集の辭書と目しうべきものなりとす。

今二者を比較するに、その部門には二者共通する點も存するを見るが、童蒙抄の
方遙かに精細になれば、その分類法の進歩せることを認むべし。而して、かくの如
き分類は全然同一なるものを他に見出すことは能はずといへども、かの古今六帖
の分類、又倭名類聚鈔の分類等より多少の影響を受くるものなしとはせざるべき
なり。この二書はもとより辭書として編纂せられしものにあらざるべけれど、い

はば歌語の一種の辭書といふべき體をなせり。而してこれらは歌學の研究より
一轉して國語その者の研究が遊離脱化せむとせる傾向を著しく示せるものとし
ては注目に價するものなりとす。

以上の如きものを生じたる時代に至れば、ここに國語を主とする字書の出現を
誘發する機運すでに至れりと見るべきが、事實上ここに國語を主とする和漢對譯
の字書を生ずるに至りぬ。その書は他にあらず、色葉字類抄なりとす。

色葉字類抄は國語を主とし、漢字を従としたる對照辭書の嚆矢にしてわが國語
學史上頗る意義深き位置に立てる書なり。この書は傳本數種あり。三卷なるあ
り、四卷なるあり、伊呂波字類抄と題する十卷の本あり。又別に世俗字類抄と題せ
る本もあり。これも同じ系統の書にして二卷なるあり、六卷なるあり。

この書はその名の示す如く、伊呂波四十七篇の部門を立て、その各篇のうち、に於
いて、天象、地儀、植物、動物、人倫、人體、人事、飲食、雜物、光彩、方角、員數、辭字、重點、疊字、諸社、諸
寺、國郡、官職、姓氏、名字の二十一類を立て、各の語をその頭の音によりて各篇に分ち
配り、その義によりて各の類に分ち收め、その語に該當する漢字を標出して、その下

にその字の訓又は音を片假名にて記し、國語によりて漢字を引き得べくしたるものにして、まことに色葉字類抄の名にふさはしきものなり。さてその各類の内部に於ける各語の排列は如何といふに、おのづから一定の秩序あり。その委しきことは余が色葉字類抄攷略に説けるところなればここに略すべきが、特に著しきものをいへば、人事の類にては一音の語より五音の語まで秩序整然として排列し、終に「音樂調名及曲名」をおき、又「辭字」も一音の語より順次八音の語まで整然として配置せり。又疊字(今いふ熟字の類)の部にては先づ字音の語をあげ、終りて訓によれるものをあげたるが、その字音の語のうちにも一定の秩序ありて、先づ二字の熟語は三十六の小部門に分ちて秩序正しく記載し、その次に兩合部(黑白、大小、取捨等の如く相對する語によるもの)長疊字(三字以上の熟語なり)を置きたるなど、整然たる組織を有す。

色葉字類抄の最も古き體裁は二卷本にして、この本は現に前田侯爵家に藏せられてあり。この本は卷上上(イーヲ)卷上下(ワーム)卷下上(ウーテ)卷下下(アース)の四冊とせるが故に、從來四卷本と稱せられてありしが、余は親しく閱するを得、よりて

これ即ち二卷本にして、それを各上下に分ちたるものなるを明かにするを得たり。この本の序は、次にいふ三卷本に全く同じくして、跋に

自天養比至于長寛廿余年補綴无隙部類如舊、更加星點、紕繆雖多、愚昧難直、學者每見可摺改之。雀頭頻動鳥跡早成。拙哉。以此書常欲備左右、可哀即世日留信於案邊。唯願見此書人爲余作他邪之唱矣。

とあり。次に

正和四年卯正月廿三日書寫畢

とありて、その次に禪僧者宿と題して禪寺所職の名目等をあげ、その末に、

永祿八年乙丑季春十一日寫了

と記す。即ち永祿書寫の本なり。なほその卷上上の末に、

奥書云

傳借橋先生之本、彼人於本色葉和名更加功勞加文字正聲無極勝士也(以下四句波四句にあて譯せり)

卷上下の末に

自天養比至于長寛廿余年補綴无隙、抑部類如舊更加星點、紕繆雖多愚昧難直、學者每見可摺改之、

傳借橋先生之本爲書本而已

願以書寫力得見四諦理披盡一切人同證二涅槃

根本書者上下兩卷、橋先生本開爲四帖、今又開爲八帖而已

と記せり。これによりて、その本はもと二卷本なりし事をさとりて、それを分ちて四帖とし更に開きて八帖とせる由上の奥書に見ゆるに、今の本四冊なるは如何といふに、正和頃に八帖なりしを後人また四冊に合ししなるべし。又卷下上の末には正和の奥書と永祿の奥書との間に

應永三十年七月十八日於東塔院南谷實誠坊^{マツ}坐堂令書寫畢法眼兌面出二十とあり。さてこれらの奥書に橋先生とあるはかの三卷本の跋に名を署せる橋忠兼をさせるものと見えたり。而して、ここに本の色葉和名に更に功勞を加へたりといふを見れば、この二卷本なるものも亦一種の増補本にして、その本となれる色葉和名といふもの別に既に存してありしなり。かくて、かの跋によれば、その色葉

和名といふものは、先づ天養に成り、その後補綴怠らず、かくて長寛比に成りし本ぞこの二卷本の色葉字類抄といふべきなる。

さてこの前田家の四冊本は二卷本色葉字類抄としての奥書及び、卷の分ち方などを徴する材料として色葉字類抄の根本の姿を研究するに重要な價値を有するものなれど、その内容には多少後世の増補ありと認めらるるものなり。

三卷本の色葉字類抄は傳本二種あり。一は前田侯爵家に藏せらるる書なり。

この本現存二冊なるを以て從來二卷本と稱せられしものなるが、往年余同家に請ひ、みづから之を精査せしに、惜いかな中帖の逸して上下の二帖のみの存せるなりけり。その書斐紙厚様兩面書にして四聲清濁の朱點をも加へ、古色蒼然たり。その奥書の頭書に天養より養和に至るまでの年號を記し、その年數を記せるを以て考ふれば、その書寫の壽永年中なることを推定しうべし。上帖は内題に卷上とありて、伊より與に至り墨付百二十枚、下帖は内題に卷下とありて、江より須に至る。而して、太より古までの分なる中帖を脱す。しかもなほ惜むべし。下帖にては、エの門の辭字部の末より、メ、ミの二門及び、シ門の地儀部の前大部分まで、恐らくは、本

書の一綴七枚を二に折れる十四枚の脱落あり。(なほこの本余が見たる時には、卷上と下との間に錯簡ありしが、複製本にはこれを正しくせり)。この本は今や育徳財團に於いて複製して世に頒たれたれば容易く研究しうべくなりぬ。その序に曰はく、

叙曰漢家以音悟義、本朝就訓詳言。而文字且千訓解非一。今揚色葉之一字爲詞條之初言、凡四十七篇分爲兩卷。篇中勸部爲令見者不勞眸也。字下付訓爲令愚者可指掌也。但外人不見、見而可咲。以授家童欲無市閱。於脫漏字後人補之云爾。

とあり。これ上の二卷本の序と全く同じきものなるが、これは三卷なるにこの序あり。之によりて考ふれば、即ち二卷本はもとにしてこの本は増補の後に便宜上三冊にせしこと知られたり。その跋に曰はく、

自天養比至于治承卅余年補綴无隙部類如舊更加星點。紕繆雖多愚昧難直、學者每見可摺改之。抑詭貢士有成入道詞字少々加朱點爲要文不迷也。件人久學杏壇之風忽入桑門之月稽古有勤其說不信哉。仍爲後見之不審粗所注付也。

内膳典膳橘忠兼撰

と。これにてこの三卷本が、かの二卷本の奥書の長寛より後十余年、治承年中に成りしものなるを知るべく、又かの二卷本の奥書にいへる橘先生の忠兼なることも知るべし。かくてその治承より後四五年壽永年中に書寫せしものこの前田家本たるを知る。

前田家の本は前述の如く、三卷本の原本といひても不可なき本なれど、前述の如く不完なるは惜むべきなり。ここに後世の書寫ながら同じく三卷本を黒川眞前氏藏せらる。この本には「幽遠窟藏書記」の印あればもと入江昌熹(寛政十二年歿七十八歳)の所藏なりしが、轉々して黒川春村の架中に入りし本なり。此本はかの伴信友が旅中に三たびまで夢に見たりといふその志に感じて春村が之を信友に與へしといふ逸話ある本にして、信友一本を復寫して更に春村に返却し、今に黒川家に傳はれる本なるが、その顛末は、その卷首に春村その旨を書き添へおける文に詳かなり。この本は上中下三卷にして、その收むる部分は前田家本に一致し、各卷とも脱落なければ、完備せる本といふべし。そのはしがき奥書及びその頭書、本文の

字體も稍似、その朱點も亦加へてあれば、前田家本と殆ど同じものと見ゆるが故に、前田家本の影寫かとも思はれしが、毎紙行數一行多きのみならず一行の字詰も前田家本より多きを見れば、影寫にあらぬこと明かなり。而して之を對照するに黒川本にはままた誤も見え、又往々脱文あるは惜むべし。さはれ、この中卷は前田家本に存せぬものなれば、さるからに貴重すべき本といふべし。この本は古典保存會にて複製せり。

今これら二卷本と三卷本とを比較するに體裁同一にして、内容も殆ど同じくして多少の出入異同あり。按ずるに、この二卷本の現存するものは永祿の書寫にして、長寛より四百年の後なれば、その間に多少の増補ありと考へらるるところなれど、さまで甚しきものなきを以て考ふるに、略長寛の二卷本の面目を傳へしもの如し。三卷本は二卷本を増補せしものにして二卷本より多き所あるべきはもとの事なれど、この壽永頃の書寫の實物若くはその複寫なれば、典據としての價値は現存二卷本の上にあるといふべし。

なほこの類の本としてかぞふべきものに徳富蘇峰氏藏の節用文字と題する書

あり。これは節用文字といふ外題あれど、それは後人の加へしものにして、鎌倉時代に書寫せし色葉字類抄の零本たること疑ふべからず。現に存する所は「ヌ」の部の地の類の中途より「ナ」部の飲食の類のはじめまでにして首尾を缺きたれど、色葉字類抄の一種の傳本たることは著し。但し、その各類の内部に於ける語の配列は亂雜にして三卷本の各種の如く整然たらず。またその語に出入ある點少なからず。恐らくは未だ十分に整頓せられざりし本に後人の増補せしものありしならむか。

色葉字類抄にはなほ甚しく増補せる十卷本あり。外題を伊呂波字類抄とす。この十卷本は最も汎く行はれしものにして從來伊呂波字類抄といへるは主として之をさせるものなり。この本は今井似閑が學界に紹介してより洽く行はるるに至りしものなり。その似閑が本は上賀茂三手文庫に存す。その本の奥書に曰はく、

中院黃門通躬卿家藏御本伊呂波字類抄全部十卷聞其名尙矣。竊恨生前一不緝。幸菅常昭依有葭葦親、勲語旨趣、常昭亦多餘懇志而曲啓黃門忝荷恩免焉。

傳聞此書者洞院家之述作也。于時元祿十三_辰年洛東隱士隱逸似閑。

とあれば、中院家の本を寫したるものと見ゆ。十卷本の傳本にてよき本と思はるるは故田中勘兵衛氏の藏なる八條宮智仁親王舊藏本なり。また伴信友の校本あり。大正八年に余また一本を校訂して正宗敦夫氏これを謄寫版に附し、後古典全集にも收めたり。この十卷本は、その體裁は二卷本三卷本と異ならざるが如しといへど内容著しく増加して、その語數の多きのみならず、社寺等の事蹟を注せること詳かにして、恰も別の書なるかの趣あり。そがなかに今逸して傳らざる古書、たとへば本朝事始、本朝文集等の如きを引けるは殊に貴重すべき點なりとす。この本「神璽鏡劍等事」の條に、「壽永二年八月藤原俊經の勘文」を載せたるを以て信友はその後の増補なるべしといへるはもとよりさる事なれど、それよりはなほ後なる増補によりて十卷となりしなるべし。似閑が「傳聞此書者洞院家之述作也」といへるは蓋し拾芥抄の著者藤原實熙公が増補なりといふ事なるべけれど、未だ確證を得ず。又別に花山院家本と稱せらるる三冊本あり。その第一冊の表紙に記して、
花山院家本書爲十卷今合作三卷

とあり。その第三冊の首に「八」と見えて、他には原本の卷數を記さず。その第一冊の末に、

正和三年壬三月以或本令書寫訖 □□花押

第二冊の末に、

自以至無者古本在□□

以帥卿公條公本寫之漢和之文字不審不一連々可見直者也

于時天文_辰年八月日 通議大夫小槻判

第三冊の末も大略之におなじ。この本の第一冊はその狀第二冊以下に同じからずして大略三卷本の上冊に似たり。しかもその「ム」までを收むるを見れば、これはまさしく上述の二卷本の上卷に該當せり。これ「自以至無古本在」と記せる所以にしてその古本といふは二卷本なりしを見るべし。而してその第二冊以下は略十卷本に同じくしてその第三冊の初に「八」と記せるなどを見れば、この本は二卷本の卷上に十卷本を繼ぎ足して三卷の體になしたりしものと見えたり。その内容の不整頓なるは蓋しこれに基づくなり。又別に上卷一冊の零本、神宮文庫、内閣文庫

に存す。(神宮文庫本は那の部の天象部にて終れば、上卷の殘闕なり)これらはかの二卷本の殘缺なるべく思はる。

色葉字類抄の現存の本にして余が知れる限りは上の如し。而してその天養の初稿本即ち二卷本の跋に「色葉和名」と記せる本は如何といふに、これは恐らくは今世俗字類抄とて傳はれる二卷本なるべし。世俗字類抄は二卷本の外現存せるもの六卷本あり、又別に本朝書籍目録には世俗字類抄四卷と記載せり。この四卷本は今何處にあるか未だ見るを得ず。

二卷本の世俗字類抄は、世に知られたる本二種あり。いづれもその體裁色葉字類抄に同じくして内容はやや少しと見ゆ。一は故黒川真道氏の藏にして、二冊に分ち、稍新しき寫本なるが、上は「以」より「牟」まで下は「宇」より「須」までにして、その分ち方は、二卷本色葉字類抄に同じ。而して卷末に「伊呂波字之終 一成之」とあり。この本は恐らくはかの大正の震火に失せしならむ。他の一本は水戸彰考館に藏せらるるものにして、三冊に分ち、永正の寫本なり。この本もと高田與清の藏書にしてその序はかの色葉字類抄の序に略同じくして、ただ次の小異同あるのみ。

爲令見者不勞(眸)也。

不可及外見而可咲但外人不見見而可咲をかく作る

信而可晴(朦)欲無市閱の四字をかく作れり。

かくてこの序に源周光撰と記せり。この源周光といふ人の事未だ詳かならず。若くは、かの著名の文人藤周光を傳寫の際に誤りしか、藤原周光とせば、かの天養の比といへるに時代正に合致す。ともかくにも、この序によりて、世俗字類抄は色葉字類抄の前身たりといふ事を思ひうるなり。而してその末に「伊呂波字之終」とあるはかの初名「色葉和名」といへる名目の存せしことを示せる一端とも見られたり。六卷本の世俗字類抄は前田侯爵家の藏にして、卷の次第を示せる題目なく、ただ六冊に分てるのみなり。序なくして奥書に

本書云 建保三年^{乙亥}六月廿三日於于吉水御所書寫畢

本云 文永三年^{丙寅}五月十日加雙紙修補之由在之

貞和三年^{丁亥}十一月日重而致修覆之旨在之

形部少輔藤原朝臣在判

と記し、その末に長文の奥書あれど、缺け損じて残れる文字を見れば、



とあり。その他頗る缺損せる本なり。體裁はすべて色葉字類抄一般と同じくしてまま名字といふ標目を俗名と記せる所あるを異なりとす。その内容は上の二卷本よりは遙かに多くして吾妻鏡、太平記、定家假名遣などの名も見ゆ。之を以て推すに文明の頃に増補せられしものなるべきが、かの本朝書籍目録に見えたる四卷本は今傳はれりや否やを知らねど、恐らくはかの二卷本を増補したるが、四卷本にして、その四卷本を更に増補せしものこの六卷本なるべし。今上に述べたる諸本の關係を一目に知らるべくすれば次の如くなるべし。

世俗字類抄 → 同四卷本 → 同六卷本

二卷本 ←

色葉字類抄 → 同三卷本 → 同十卷本

二卷本 ←

色葉字類抄の組織の案出せられしことは、わが國民が、自國語を主體とし漢字を客とすることを字書の上に實行せしことにして、一面に於いて國民的自覺の反映と見なすべきものにして、かの倭名類聚鈔が、漢語を主とし、それにつきての和名を知らむと欲せしに比すれば、相表裏すといふべきものなるが、しかも、これは國語に該當する漢字を求むべき字書なるが故に、國語の字書と認むべからざる如き觀あり。この故に之を目して、純粹なる國語辭書にあらずして寧ろ假名引漢字辭書といふべきものとする説(古本節用集の研究)あり。然れども、かくては未だこの書の眞目的を認めたりとはいふべからざるべし。抑も漢字の辭書には漢字を讀む爲に用ゐるべきものと、漢字を使用する爲に用ゐるものとの二様あるべきが、本書はもとより、漢字を用ゐる爲に編せられたるものなるが、その漢字を用ゐることにつきて本邦に於いては古より今に互りて二様の目的あり。一は漢詩文を作らむが

爲に用ゐるものにして、一は國文を作らむが爲に用ゐるものなり。而してこの色葉字類抄の如きはその目的は漢詩文を作らむ爲に用ゐるにあらずして實に當時實用の國文を草する人の用に供するにあらずばならず。されば本書は國語より漢字を引く辭書といはばいへ、その實は國文を草するに必要な文字を検出する用に供したるものにして、漢語、漢文の爲に編せられたるものにあらざるを深く思はざるべからず。即ちかくの如き字書の用ゐられたるは當時のわが文章界の事情之を然らしめしものにして編者は決して漢學者の爲に編せしものにあらざるは疑ふべからず。この故に、余はこれを國語字書的一種と目すべきものにして、いはば、當時の作文實用字典ともいふべきものなりと主張するなり。

さて本書の如く、國語をその頭音によりて順序を立て、之を録するに至れるは、自然に起るべきことなりといはばいへ、しかもこれ亦國語學上注目すべき現象の一なりとす。かくの如き現象を起すに至れる前にはかの伊呂波歌なるものが、汎く行はれ、深く人心に沁み込みてあらざるべからざる筈なり。この伊呂波歌はその作者につきて種々の論ありて今にして之を斷ずるは困難なりといへども、平安朝

の中葉以降盛んに行はれたりしは毫も疑なき所なるが、それを用ゐて、多くの語を次第して示さむとせる例は、三善爲康(保延五年歿)の著なる掌中歴に「萬姓」と標して多くの氏の名を列擧せるが、それらをその頭音によりて伊呂波順に次第し、又人名に用ゐる文字をもしか次第せり。又醍醐三寶院に藏する常喜院心覺(養和二年歿)の編せる多羅葉記といふ梵語字書にも亦その梵語をその頭音によりて伊呂波に分ち、それにより類聚せり。されば、かくの如き事は當時に於いて自然に起りうべきことにして、某々個人の案出といはむよりは、寧ろ時代の大勢の所産といふべきものならむ。かくてこの方式の如く實行せられてより後は、永くわが辭書界を支配したりしものにして、その間たとへば、節用集の如く、いろは各部の内部の類別上の名目と數とをかへ、又運歩色葉集の如く、各部のうちに類を分つことなきものを生じなどして、變更と無秩序とを生じたりといへども、しかも、いろは分類法の範圍を脱することなく、近き頃倭訓栞の出づるに及ぶまでは國語を排列する方式は主としてこれに準據せるなり。

色葉字類抄はその編成せられてより世にもてはやされしものと見え、鎌倉時代

以後屢これの引用せられたるを見る。たとへば弘安頃の著なる塵袋卷一に

白膠木ト云フハ字類抄和名等ノ訓ニハヌルテト云フ木ナリ

と見ゆる如く、倭名鈔と共に國語辭書の雙璧と目せられしものと見ゆ。かくてこの色葉字類抄の方式は後世の節用集等に範を垂るるに止らず、他方に於いて、その部類分けが、以後の漢和の字書にも影響せりと思はれたり。その著しきものは先づ鎌倉時代に出でたる字鏡集の分類法が色葉字類抄の分類に準據したる點少からざるを見る。ここに字鏡集につきて少しく説くべし。

類聚名義抄の後如何なる漢字書の生せしかの委しきことは今に於いて明かにしがたき所なるが、吾人はその後にはあらはれたる著しきものとしては字鏡集を認むるものなり。字鏡集は類聚名義抄の系統に屬すと認むべきものなるが、この書は漢字をその扁旁によりて分類し各字の音訓を片假名にて注したるものなり。この書には二十卷なると七卷なるとの二種あるが、いづれも書寫本にして、古く本朝書籍目錄に「字鏡抄一卷」とあるものこれらの抄本なるべし。

七卷本は今見る所は帝國圖書館に藏する複寫本なるが、その原本の所在を知ら

ず。この本はその卷首に四聲綱目と題して韻字をあげたるがその卷末奥書には

寛元三年四月二日小川法印承示云朱點東宮切韻墨點唐玉篇也自支脂至于灰

哈又舌内也

寛元三年五月十日尙成云墨點不審字也朱點詳之無不審字也

とあり。字鏡考(嘉永五年撰、昨非庵是翁)によれば、この本の原本と思しきものは、

大本凡堅尺貳三寸横八九寸許(今の本は縦一尺一寸横七寸五分)

にして紙背に慶長十七年又堺の地名、寺號などの見ゆる古文書を用ゐて寫したるものと見ゆれば、その後の寫本なるを知らるるが、それを屋代弘賢に譲與せし由なるが、その摹本一部は高田與清の許にありし由なり。又字鏡集類字抄出によれば、その屋代本の外に松平樂翁の藏本、近江國石山寺藏本もありしさまに見ゆ。それらの本は今在りやなしや。

さて今の圖書館本には朱墨の點を見ざるは複寫の際に墨點とせしものか或は脱せしか。本書には古體の假名を交へ、古語を寫すること、二十卷本よりもまされる點あり。その注も亦二十卷本よりも精しき點あり。この本の部類はその扁旁

をば舊の説文、玉篇の方式によらずして、

- 天象部 地儀部 (以上、一)
- 植物部 (二)
- 動物部 人倫部 (以上、三)
- 人體部 (三、四、五にわたる)
- 人事部 飲食部 (以上、五)
- 附雜物 (五、六にわたる)
- 光彩部 方角部 員數部 (以上、六)
- 辭字部 (六、七にわたる)

の如き形式をとれり。かくの如き分類をとれる事は如何にして生せしか。なほ下に述べべし。

二十卷本の寫本は種々傳はれるうちその應永年間の書寫にかかるものを最も古しとすべく、その本は前田侯爵家に之を藏す。この本には毎卷の末に「爲長卿作」とあり。(爲長は菅原爲長なるべし。寛元四年歿す。年八十九なり。)その卷第一

の末には

應永廿三年七月廿三日寫之

卷第十九の末には

應永廿四年六月廿八日寫之

とあれば、應永廿三年より廿四年にかけて寫したること知られたり。その卷第二十の末に四聲綱目と題して韻字を掲げたり。この前田家本と同一系統の寫本、田中頼庸舊藏本をば國學院大學に藏す。なほこの二十卷本の寫本には、東京帝國大學國語研究室の藏本なるがありしが、その本はかの大震火の際失せしならむ。これは零本にして

卷一、二 卷十三、十四 卷十七、十八

卷三、四 卷十五、十六

の十卷五冊なりし本なるが、第一冊のはじめに、一卷より廿卷までの惣目錄あり、毎卷のはじめにその卷の目錄あり。第一卷の最初目錄の初に「爲長卿作」とあり、卷第二最後に

本云 應永廿三年十月十七日於慈德寺書寫之畢
卷第四終に

爲長卿作

本云 應永廿三年十月十七日於慈德寺書寫了

卷第十五の終に

字鏡集十五以上廿六丁 爲長卿作

卷十八終に

本云 應永廿四年六月十五日於慈德寺隅寮書了

とあり。又卷第十六終に

天保七年十二月三日一校了 右大辨萱(花押)

とあり。これによれば、この本は同じ二十卷本にして、しかも應永本といふべきものながら別種の本にして、それを天保の頃書寫せしものたるなり。

なほこの外に醍醐理性院の本あり。この本は總目錄も奥書も無きものなるが、享和二年正月に埴保己一が借りて寫さしめたるものなり。

この二十卷本はその扁旁をば舊の説文又は玉篇の式によらずして、

- 一天象部
- 二地儀部 四三 下中上
- 五植物部 七六 下中上
- 八動物部 十九 下中上
- 十一人體部 十三 下中上
- 十四人事部、飲食部
- 十五雜物部 十七十八 下中上
- 十九辭字部 二十(ツヅキ)
- 二十(末)雜字部 二十(ツヅキ)

の部類によりて概括して集めたり。その例、たとへば、卷一天象部には

天 雨 日 月 付肉 雲 風 夕 旦

の部首を集めたる如きなり。而して卷二十の末には「雜字部六百四十四字」を設けて以上の部首に入りかねたるを集めたり。さてこの本いづれも卷三地儀部の首
缺けたり。

七卷本と二十卷本との部類には多少の差あれど、共通する點多きが故にその基の一なることは考へらる。而してかかる部類法は支那には見ざる所なれば、本邦にての創意とすべきが、その模楷は恐らくは色葉字類抄にあるべきか。今三者の部類の名目を比較して示すべし。

字類抄	七卷本	二十卷本
天象付歳時	天象	天象
地儀 <small>付居處并 居宅具</small>	地儀	地儀
植物	植物	植物
動物付動物體	動物	動物
人倫付鬼神類	人倫	人體
人體付病瘡類	人體	人事
人事	人事	飲食
飲食	飲食	雜物
雜物	雜物 <small>附</small>	
光彩 <small>附繪丹 并染色具</small>	光彩	
方角	方角	
員數	員數	
辭字	辭字	辭字

(重點以下不要なれば略す)

(雜字)

これを以て見れば、この部類立は色葉字類抄に準據して取捨せしこと著しく、而して七卷本と二十卷本とを比較すれば、七卷本の方字類抄の原形に近きを以て見れば、七卷本まづ成り、次に更に多少の變更を試みしものが二十卷本なるべしと考へらるるなり。

以上の如くにして、色葉字類抄の如き類別が漢字書にまで影響せしが、この影響は、なほ後までも及べりと見ゆ。たとへば、文永、弘安の頃の著なるべしと推定せらるる類書塵袋の如きもこれと頗る似たる類別法をとれり。

- 卷一 天象 神祇 諸國 内裏
- 卷二 地儀 植物
- 卷三 草 鳥
- 卷四 獸 蟲
- 卷五 人倫
- 卷六 人體 人事

卷七 佛事 寶貨 衣服 管絃

卷八 雜物

卷九 飲食 員數 本説 禁忌

卷十 詞字

卷十一 疊字

なほ平他字類抄といふ書も亦色葉字類抄の影響を蒙れるを見る。この書は今二卷なるが、もとは三帖にして、下巻の末に平他同訓字、兩音字といふを添ふ。その上巻末に

嘉慶貳年十一月廿三日於笠取之 服藥所爲後見如形書寫畢

執筆釋迦院實守

下巻末に

嘉慶參年二月十一日於釋迦院下屋町爲後見如形書寫畢

執筆實守

平他同訓字兩音字の末には

康應元年五月朔日於釋迦院部屋町西尅ニ書寫畢

執筆實守

とあり。その成れるは明かならねど、鎌倉時代の末頃になりしならむ。

抑もこの平字と他字とを區別して彙聚することは漢詩文の著作の用に供するものにして、本邦人が漢詩文をつくらむには、この事に最も力を注がざるべからざる事情ありとす。この故にかく平他の區別を主眼とするものは作文書に先づあらはるべきものなるが、これを分類彙集して音訓を簡單に施せるものはかの文風抄にその先蹤をみるといふべし。この書は菅原爲長の著と稱せらるるものなるが、名古屋眞福寺に傳ふるものには

弘安元年五月之比一部書寫畢

とあり。その巻十には略韻と題して韻字を列擧せるが、上部に平聲、下部に他聲をあげたり。その組織は童蒙頌韻などと異ならねど、末に附載せる同訓平他字は、その文字を訓の頭音によりて分ち集め、それをば伊呂波順に配列せるなり。然るに、この平他字類抄は、それより一步を進めて、その上下巻は

天象 付歲時 地儀 人倫 人體 人事 動物 植物 雜物 飲食 方角
 光彩 員數 國名(卷上) 辭字(卷下)

の十四部に分ちその天象乃至國名の各部内に於いて平他の二類に字を分ちその各類中に於いて訓の頭音の伊呂波順に字を排列しそれに音訓を加へたり。辭字部は上の十三部とは稍趣を異にし、先づ伊呂波四十七類に分ち、その類の中に於いて平他を分ちて字を彙集せり。さて又末の平他同訓字の部は

天部 地部 植物 動物 人倫 詞字

隨讀平他字(コノ次ニ所謂重點ヲバ日、月、星、風、雨、雲、霞、霧、霜、雪、山、原、水、草、竹、苔ト

分チテアグ) 人體 人事 飲食 雜物 光彩 方角 員數 詞字 重點

疊字

とし、兩音字の部をば

地部 動物 人倫 人體 人事 雜物(コノ末ニ柳鶯ノ二部ヲ加フ)

といふ部分に分ちたるが、これらの事は多少それらが色葉字類抄の組織と連絡の存するを告ぐるものといふべし。

第六章 音通説の出現と五音圖の成立

上に述べし如く平安朝の末期に勃興したる歌學は一種の古語研究ともいふべき狀を呈せしが、それらの歌學の書又歌書の注釋等にあらはれたる古語の解釋につきては今日より見て異議を挾むべきもの少からねど、それは今さしおき、その古語を解くに用ゐたる原理とおぼしきものを見むとす。先づこれらの間に最も著しく見ゆるものは「五音相通説」と名づくべきものにして、之に次ぐものは「同韻相通説」と名づくべきものなり。而して二者共通の基礎の上に立つものなれば、總稱してこれを「音通説」といふことをうべし。ここには先づ上の二者に分ちて觀察すべし。抑も言語の音が或る事情の下に母韻の變化を起すことは古くより行はれたりし事にして、その事實を説くのみにては未だ國語學上の問題とはならざるなり。たとへば、日本書紀卷九に「故時、人號其處曰梅豆羅國、今謂松浦訛焉」とあるは「メ」と「マ」と相通することを示し、古事記崇神卷に「故號其地謂伊杼美、今謂伊豆美也」とあるは「ド」と「ヅ」と相通することを示し、古語拾遺に「腋子」に注して「今俗號稚子謂和可子、是其

轉語也」とあるは「キ」と「カ」と相通することを示してあるなるが、その説明の當否は別として、いづれも音韻轉化の事實を認めたるものなり。降りて釋日本紀卷六の述義の白銅鏡の條に「私記曰」と標して、

答、古者須與會通用、故或云麻須美、或云麻會美。

とあり。これは「ス」と「ソ」との通ずる由を説くものなるが、その私記とは何時のものなるか明かならずといへども如何に降りても矢田部公望の私記なるべきなり。又倭名類聚鈔に「稻魂」に注して「宇介乃美太萬俗云宇加乃美太萬」とあるは「ケ」と「カ」との通用せるを示し、「魚」に注して「宇乎俗云伊乎」とあるは「ウ」と「イ」と通用せるを示したるなり。されば、古事記、日本書紀の編纂の以前より既に音の相通ふことを我等の祖先が認めたりしことは明かにして、これは一の注目すべき事實なり。然れども、これらにかゝる事實ありといふことをば知れりといふに止まりて、未だ、その音韻の變化し相通用すといふ如き組織的の説明となりてありとはいふことを得ざるなり。

さて上にいへる五音相通説と名づくべきものは先づ、藤原範兼の和歌童蒙抄に

之を見る。今その實例を少しくあげむか。卷三海の部の「うなはらをやそしまか

くり」の條に

かくりとはかくれといふなり。れとりとは同こゑなればなり。

卷四「男夫」の部の「くさまくらたびゆく云々」の條に

いはなるとはいへなると云也。はとへとは同こゑなり。

卷七「董」の「ちばなぬく」の條に

ちとつとは同音なり。

又「朮」の「わきもこにあとかもいはむ」の條に

をけらをうけらと云也。うとをとは同じ音なり。

卷九「縣」の條に

さつをとほしつをと云なり。さとしとは同じ事也。(袖中抄には「さとしとは

同音也)

「藝」の「あさかすみかひやがした」の條に

かひやは古來難義也。岸なんとのくつれたる所にしはのねなとさしおほひ

てゐるなるをいふなと申すめるはひかことなめり。たたかはのしたになくと云へきとぞ心えられたる。ひとはとはかよふ聲也。

といへり。この「同こゑ」「同じ音」かよふ聲といへるは同一の事をさせりと見ゆるが、之を概括すれば、次の如き現象を呈す。

れ	り	イ	エ	(ラ行)
は	へ	ア	エ	(ハ行)
ち	つ	イ	ウ	(タ行)
う	を	ウ	オ	(ワ行)
さ	し	ア	イ	(サ行)(ハ行)
		イ	ウ	(ア行)(ウ行)(エ行)

童蒙抄の次に觀察すべきは藤原清輔の著、奥儀抄なり。この書にも亦上の如き説少からぬが、その實例をいはず、卷四「いそのかみならのみやこに」の條中、つねはいそのかみふるとそよめる。(中略)されはいそのかみふりとはいふましなと申せとふるくみな申せり。五音の字なればかよはせるにや。

卷五「みよしののたのむのかり」の條中

たのむは田のもと云也。たのもは田のおもと云也。むの字もの字は五音の文字にてかよはしていふ也。

又卷七「かひかねをさやにもみしがけけれなく」の條に

又「けけれなくとはこころなくと云也、かひの國の風俗とはべる。さもやあらん。たゝし五音に通ひたれば、いかにもひがことにはあらし。

といへり。清輔は治承元年に歿したる人なるが、この人の説には明かに、五音の字なればかよはせるにや。

五音の文字にてかよはしていふ也。

五音にかよひたれば

といひたるが、その事實は

け	こ	エ	オ	(カ行)
む	も	ウ	オ	(マ行)
る	り	イ	ウ	(エ行)(オ行)(ラ行)

(アイウエオ)

の如くなれば、童蒙抄にさせる所と同じ事なるを見るべし。かくて、彼れに「同じ音」通ふ音といへるはこの「五音に通ふ」といふ事と同一なりと知られたり。

清輔と略同時の人にして清輔よりは後まで生存せし藤原教長の古今集注を見るに、又似たる説あり。その春上の「ハルクレハカリカヘルナリ」の注に

ミチユキフリハミチノツイテイフナリ。アタハミチユキニフレントモイフヘシ。ラレロルリハヲナシ五音ナレハカクイエルコトコレノミニアラハ。ヲクノアツアウタノナカノ甲斐哥ニカキカチヲサヤニモシカケケレナクトイヘルカクレナクトヨメルナリ。カキクケコアタヲナシ五音ナルニヨリテカクカヨハシヨメリ。

又同卷素性の「チルトミテ」の歌の條に

ウタテトイフハウタ、ナリ。タテハ、二字ハ、舌内ノ一音ナレハカクカヨハシテヲケリ。ヲワカタコノ集ノナラヒ五音ヲカヨハシテツカエルコトサキニモシルセルカコトシ。

又戀歌一「ヲク山ノ凡カノチシノキ」の歌の條に

凡カノチハ凡ケノチトイエルナリ。カキクケコノ五字カユヘニカヨハシテヨメリ。

といへり。この書今あるは卷十七雜上までにて以下缺けたる本なるが、その注は顯昭の古今集注に所々引きたれば、それによりてその卷十八以下の部も大體を見るべし。この教長の用ゐたる原理はかの範兼以來一貫せりと見ゆ。しかも教長の説明はかの清輔の説明よりも更に一步を進めて次の如くいへり。

ラレロルリハヲナシ五音ナレバ、
カキクケコマタヲナシ五音ナルニヨリテ
タテノ二字ハ舌内ノ一音ナレハ
五音ヲカヨハシテ
カキクケコノ五字ガユヘニカヨハシテ

即ち、ここにその五音なるものの内容を示せるを見るべし。

清輔の弟、僧顯昭は、教長注を基として自説を加へて、更に古今集注を著せり。そ

がうちにも亦同様の説あり。先づ卷一「ハルクレハ」の注に、かの教長注を引き、さて自説をいへるうちに、

ハフリトイフモ鳥ノハフレナリ。カサフリトイフモ風フレナリ。ラレロル
リノ五音オホシキコト尤可然。但甲斐歌ノケレナクヲカクレナクト釋セラ
レタルイカトキコユ。古人ハ皆コハロナクトコソ釋シテ侍メレ。カケコク
キノ五音ノ詞ヲトルニツケテモケハハコハナリレハロナリ。或本ニハケハラ
ナクトモカケリ同事也。カクレナクトイヒテハサキノケヲハカトイヒツキノ
ケヲハクトイハムモイカトキコユ。マタレハモトノマハナラムモワロシ。
コハロトイフコトハケケレトイヒタランコソタクミナレハサレハフルキニ
モチカキヨノ髓腦ニモミナカクコソ釋シテハヘルメレ。カクレナクトイフ義
ハイマタミヲヨヒハヘラズ。

又同卷「ムメノハナニホフハルヘニ」の歌の注に

今案ニハホフヒハ同五音ナレハ春ヘトイフハ春日トモオモフヘキニ今ノ
歌ハ日トハイフヘシトモキコエテソレモタハルトイフ心ナレハ無相違歟。

卷三「イソノカミ」の歌の注に

今案云ラレロルリハ同五音ナレハフルトイフヲマタフリトイヒナサムモア
ナガチニトカアルマシキニヤ。

卷四「アリテミハ」の歌の注に

エタモトヲ(中畧)或云エタモタワタワ然共兩詞同心歟。同五音也。

卷七「チハヤフルカミヤキリケム」の注に「モモサカニヤソサカソヘテ」の歌をあげた
る條中

サクヲ五音ヲナシケレハサカトモカケルニヤ。クトカト
五音通也。

卷十一「ワカソノニ」の注に、

ホツエハ末枝也(中略)ハトホトハ五音同ケレハハツエトイフナルヘシ。

又「ヒトメモルワレカハアヤナ」の注に

五音同ケレハヒトメヒトマ同事歟。

又「オクヤマノスカノチシノキ」の注に

スグヲハスガトオホクイヘリ。又カハラスカカサナリ。五音同也。通本ニ

ハシガノ子トカケリ。誤歟。マタ五音同ケレハ然云歟。

卷十三「アケヌトテカヘルミチニハコキタレテ」の注に

世俗ノ詞ニアメヲハカキタレテフルトイヘバカトコトハ同五音ナレバカヨ
ヒテヨメルニヤ。

卷十七「イソノカミフルカラヲノ」の注に、

カラヲノトハカラハカレノトイフニヤ。ラトレト同五音ナリ。

卷二十「カヒウタ」の注には上の教長説をくりかへしてさて次の如くいへり。

顯昭云ケ、レナクハコ、ロナクト云詞也ソレニツキテ或ハ甲斐國ノ風俗ノ
詞トモイヒ或ハカケコクキノ五音ラレロルノ五音カヨヘル故トモ云也。

顯昭のこの五音通ふといふ説はその著袖中抄にも頻繁に見ゆ。その卷二「たなは
たつめ」の條に

もし是ひこほしのつまなればたなはたつまといふ歟。まとめと同五音なる
故也。

同卷「はしきやし」の條に

きとけとは同五音也。されははしきやしはいけやし同詞也。やとよと同五
音なればはしきよしも同詞也。

又同卷「えはいふきのさしも草」の條に
ちとつと同音也。しとせと同五音也。もとまと同五音也。

又同卷「はたすすき」の條

それはなとねと同五音なるが故也。

又「いそなつむめさし」の條

私云くくつとは小籠と云が如。くこ同音也。されはくくはここ也。

又「まとりすむ」の條に

きねはきぬ也。ぬとねと同音也。

同卷「さてはへししの夢」の條

若はいもをあもとよめるか。五音かよふ故也。

卷三「みつゝのかしは」の條に

今案にみつなみつ同事歟。なとのと同五音也。

卷四「ほろにふみあたし」の條に

ほとふと同五音なり。

ふとはとろとれと同五音なり。あといと同五音なり。

同卷「みやこのてふり」の條に

みやてはみやち也。ちとてと同五音なり。

(てふれのもの云々)

りとれと同五音なる故なり。

卷五「たつかゆみ」の條に

さればとつか弓といふをたたと同五音なればたつか弓といふことなるべし。

又卷五「おきなさひ」の條に

あそひをあを略してそひといふはさとそと同音なるゆへ歟。

同「ほとろほとろ」の條に

顯昭云ほとろくははたらくとはいへる詞也。ほとはととたととろとら

と同音也。

同「はたれ」の條に

はたれはたら同事也。れとらと同音也。

卷九「とかへる鷹」の條に

或人のまうししはたかへるとかへるとは同こと也。たととと同五音也とまうせと云々。

同卷「ましらへの鷹」の條に

ましらへのたかとはましらふのたかといふにや。へとふとは同五音なる故なり。

卷十「おほよそごろも」の條に

おほよすおほよそ同音なり。

同卷「ことのしたひ」の條に

さればしたへと云歟。へとひと同五音なり。はるひはるへ同ことなり。同「やまたつ」の條に

ねとのとは同五音なればやまたつのをやまたつねと云也。

又たまちはふかみの條に、

ちはふはたふと云歟。たはふはたまふなり。(中略)ちとたと同五音也。

又ことはたなりの條に、

たなりはつねなりと云歟。たとつとなとねと同音也。

又かかふかかひの條に、

今云わしのけけなくはかかなくと云歟。同五音也。

又よこほりふせるの條に

ことくと同五音なり。

けくれはこころと同五音なり。國々の風俗といふも同音にも同ひびきにも

かよへることおほし。されは風俗といふも同五音と云とはたかはす。

又教長卿云けけれなくはかくれなくと云なり。かけこくきの五音かよへる

ゆへに云々。

今案此釋いかゝときこゆ。かけこくきの五音にてはけけはここなり。れは

ろなり。或はけしらともかけり。しかるにかみのけをはかといひ次のけをは
くといひてれをはもとのままならんことあやし。若思たかへられたるにや。

同してのたをさの條に

してとしつとは同五音也。

又卷十三いそのかみふるの條に、

これはるとり同五音なれば同じことにや。

同しひのこやての條に

こやてとはこえたといふ也。やとえとてたと同音也。

又つくもかみの條に、

このつくもかみはつくまの神にはへめり。或はちくまともいふ。これら五
音のもじにてかよへる也。

又おほほしくの條に、

いほいしくはおほいしくとも同五音也。

卷十四あまのなはたきの條に、